

## 基本理念

### 安心して子育てできる兵庫の実現

## 重点テーマ

### ～若者が就業・結婚・子育てに夢を持てる兵庫～

## 目 標

#### 豊かな人間性を育み、若者が就業や家族形成に明るい展望を持てる社会づくり

未来の親となる子どもたちの豊かな人間性を育み、次代を担う若者が、仕事キャリアだけでなく、結婚・子育てといった家族キャリアについても明るいライフデザインを描けるよう経済的基盤の安定、出会いの機会創出を支援

#### 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う環境づくり

希望する時期に結婚でき、希望する子どもの数をもてるよう結婚・妊娠・出産から子育てまで、家族のライフステージや、子どもや家庭がおかれた環境に応じた切れ目のないきめ細かな支援を実施

#### 仕事と生活が調和し、男女がともに職場や家庭で活躍できる社会づくり

働き方改革やワーク・ライフ・バランスを推進し、男性の家事・育児参画を進めるとともに、女性が安心して働きながら子どもを生み育てられる社会づくりを推進

#### 子どもが健やかに育つ安全・安心な社会づくり

子どもや子育てを支える温かい社会、子どもを育む寛容性をもった地域社会を実現するとともに、児童虐待、子どもの貧困などの課題に正面から取り組み、誰一人取り残さない包摂性のある社会づくりを推進

## 数値目標

1 合計特殊出生率：1.41（計画期間中 1.41 を維持）

2 出生数：18万人（2020～2024 年計）

3 待機児童数：0（2021～2024 年）

4 20～30 代女性の社会移動数：転出・転入均衡（2024 年）

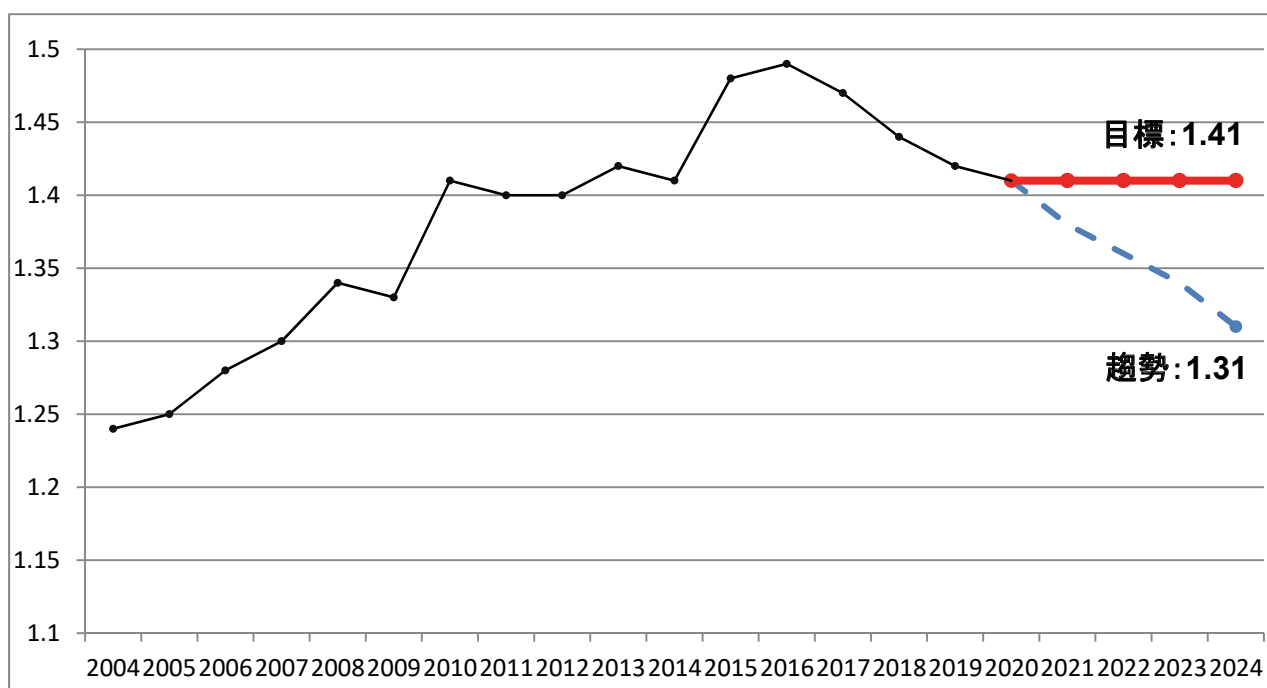
5 婚姻数：27,000 件（2024 年）

### ○ 目標とする合計特殊出生率及び出生数

現在の女性人口、若年層の社会移動状況、有配偶率、有配偶出生率等の水準を踏まえ、計画期間中の合計特殊出生率を推計した。この結果、2020 年から 2024 年にかけて合計特殊出生率は逡減し、2024 年には 1.31 まで低下することが見込まれる。

そこで、本計画においては、兵庫の活力を将来にわたり維持していくため、2020 年の推計値 1.41 を計画期間中堅持していくことを目指すとともに、それを達成するために必要な出生数の確保に向けて、少子対策・子育て支援に全力で取り組んでいく。

### （合計特殊出生率の推移）



I

子ども・若者の自立支援と  
ライフデザイン構築

- 1 若者の経済的自立と若者に選ばれる地域づくり
- 2 ライフデザイン構築のための支援
- 3 子どもたちの生活と学びを支える環境の充実
- 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

II

結婚・妊娠・出産の希望が  
実現できる切れ目のない支援

- 1 出会い・結婚支援
- 2 結婚を応援する経済的支援策の充実
- 3 不妊に悩む方への支援の充実
- 4 妊産婦・乳幼児に関する医療体制の充実
- 5 妊産期から寄り添う子育て支援の充実

III

幼児教育・保育と  
子育て支援

- 1 保育の受け皿の拡大
- 2 保育人材の確保
- 3 保育の質の確保
- 4 多様なニーズに対応した子育て支援の実施
- 5 幼稚園における取り組みの充実
- 6 子育てや教育に係る経済的負担の軽減

IV

男女ともに子育てと  
両立できる働き方の実現

- 1 ワーク・ライフ・バランス(WLB)の推進
- 2 女性の能力発揮と就業機会拡大
- 3 継続的な男性の家事・育児参画の促進

V

子どもと子育てに温かい  
地域社会づくり

- 1 放課後等の居場所づくり
- 2 地域で支える子育て支援の充実
- 3 地域における子育てや家族のきずなを深める機運の醸成
- 4 安全・安心な子育て環境の整備

VI

特別な支援が必要な  
子どもや家庭への支援

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 社会的養育体制の充実
- 3 配偶者等からの暴力(DV)防止対策
- 4 ひとり親家庭等の自立促進
- 5 子どもの貧困対策
- 6 ひきこもり支援
- 7 障害児支援施策の充実
- 8 外国人児童生徒への支援

## I 子ども・若者の自立支援とライフデザイン構築

### 1 若者の経済的自立と若者に選ばれる地域づくり

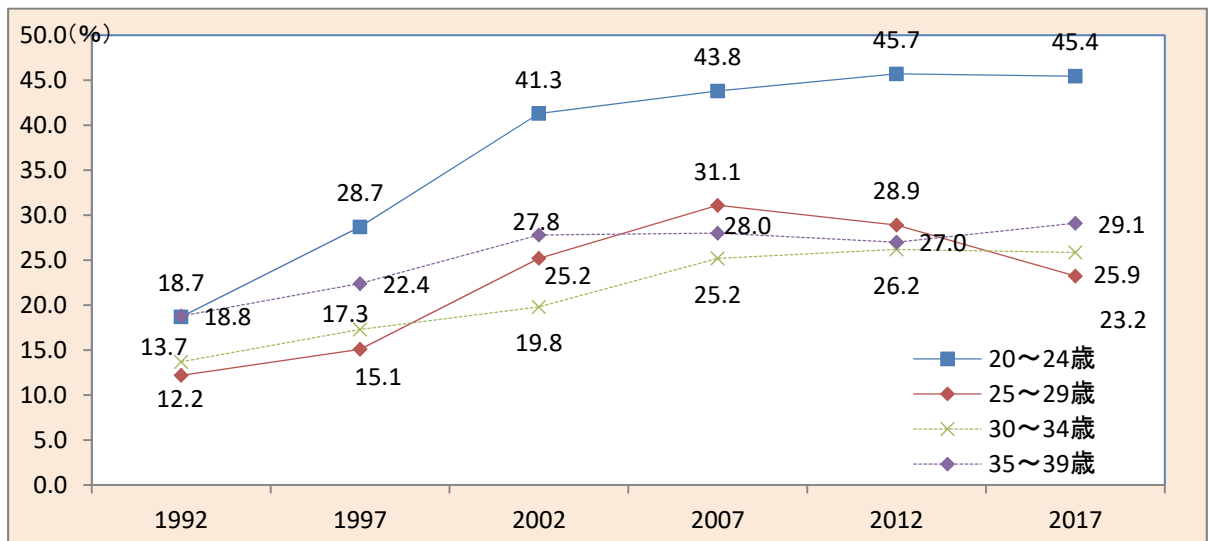
#### 【現状と課題】

若年世代における未婚率や初婚年齢、出産年齢は上昇している。この最大の要因は、若者が望んだ時期に安心して結婚し、希望する子ども数を持つことができないような不安定な就労環境に置かれていることにある。

実際、社会人としての基盤を築く大切な時期である25～29歳の23.2%が非正規雇用となっており、統計的にもこれら非正規雇用や低収入の者の有配偶率は低い。このため、若者の経済的自立を支援する取り組みが必要である。

また、本県の大学数は全国4位、大学生数は全国6位であるが、専門・技術的職業や、企画、広報といった業種が東京圏や大阪府に集中していることから、県内大学卒業者の約7割が就職時に県外転出している。このため、大卒者のニーズにあった雇用の場の確保や、県内企業の情報発信の強化など、県内で働きたいと思える就労環境づくりが必要である。

○ 年齢階層別の非正規雇用者の割合（兵庫県）（厚生労働省：就業構造基本調査）



#### 【取組の方向性】

若い世代が魅力的に感じるような仕事の創出・拡大に取り組むとともに、若者が安定し、将来を見通せるような仕事に就き、経済的に自立できるよう就労環境の整備や能力開発等を支援していく。あわせて、就職準備段階から、就職活動段階、就職後の定着やキャリア形成に至るまでの総合的な若者雇用対策を推進する。

また、若者や女性にとって魅力的な地方の仕事の創出を行うとともに、高校や大学在学時から地元企業とつながる機会を創出し、地元で働く意識を醸成していく。

## 【主な取組】

### ① 多様な就業選択肢の確保

兵庫で就職を目指す若者の就労を促進するため、県内の多種多様な仕事に出会う機会として合同説明会を開催し、若者を積極的に採用したい企業等とのマッチングを行う。

また、インターンシップ等により、学生の就業体験実習や企業研究を推進するとともに、セミナー、ガイドブック等を活用し、高校生、大学生等に対して県内企業の魅力を発信する。

### ② 若者の雇用の安定・定着

就職氷河期世代など若者の雇用の安定・定着に向け、就職支援の拠点を運営し、アドバイザーによる職業相談・カウンセリングや、就職までのきめ細かな支援をワンストップで提供する。また、雇用・収入が不安定な就労者に対し、セミナーや就労体験等の支援を行い、正規雇用に繋げる。

### ③ 若者の労働環境の改善

これから社会人となる高校生、大学生等に対して、働く上で必要なワークルールや働き方改革への理解を深めてもらうため、啓発用資料を作成し、周知・啓発を行う。

また、ブラック企業や過労死についても、労働局と連携し、具体的かつ分かりやすい事例を示し、根絶に向けて普及啓発や周知を実施する。

### ④ 若者に選ばれる地域づくり

若者が望む働き方や暮らしの実現を目指し、大都市部における本社機能・事務所の誘致や、多自然地域でのコワーキング機能の集積など働く場の確保、都会と多自然地域が隣接する強みを活かした二地域居住など、兵庫五国が持つ特性や強みを活かした地域づくりを推進する。

### ⑤ 若者のふるさと意識の醸成

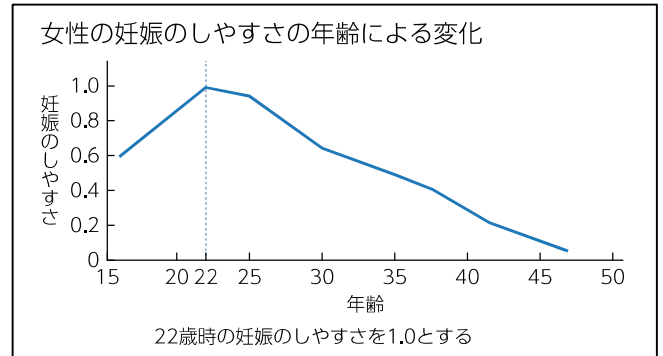
ふるさとへの関心や地域貢献の意識を持ち、地域課題に取り組む「ふるさとづくり青年隊」などの活動を通じ、若者のふるさと意識を高めることで、若者が積極的に地域社会へ参画・貢献することを支援するとともに、将来の地域づくりの核となる人材を育成する。

## 2 ライフデザイン構築のための支援

### 【現状と課題】

大学進学率の上昇、職業選択の多様化が進む中で、若者は、進学・就職といった目の前の目標に向かって取り組み、自らが結婚し、子どもを育てるといった長期的な展望について考える余裕や機会を十分に持てていない。このため、自らの「医学的に妊娠しやすいタイミング」を踏まえた結婚・出産・子育てといった人生のビジョンを描かないままキャリア形成を始めてしまう。

○健康な生活を送るために（高校生用）（文部科学省資料）



また、若者は、待機児童や児童虐待といった報道を目にすることで、子育てへの漠然とした不安が高まっている。本県調査<sup>5</sup>においても独身者は子育てについて「親としての責任が大きく不安」、「育児がうまくできるか不安」といった意見が多く、子育てに明るく前向きなイメージを持てるような取り組みが必要である。

### 【取組の方向性】

将来の展望を形成する時期である思春期・青年期の若者が、結婚、家族形成、子育てを人生にとって明るく楽しいものとして前向きに捉え、ライフデザインを豊かに形成していけるよう支援していく。

そのために、若者自らが希望する生き方を描き、実現できるようライフプラン教育や正しい医学的知識、保健対策などの教育・普及啓発の支援に取り組んでいく。

### 【主な取組】

#### ① 兵庫型「キャリア教育」の推進

子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するためには、キャリアプランニング能力をはじめ、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力を養い、社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成することが重要である。このため、体系的・系統的なキャリア教育の推進、社会に触れる機会の充実に取り組む。

#### ② ライフプラン教育の推進

兵庫の経済・地域・家庭を担う人材を育成するため、地域創生包括連携協定を締結している6大学等を対象に、就職・結婚・子育ての3大ライフイベントを中心に生涯設計能力を育むライフプランニング教育を実施する。

また、大学生が、子育て体験を通して明るい家庭形成のイメージや実感を持てるよう、

<sup>5</sup> 兵庫県 「平成30年度 少子対策・子育て支援に関する県民意識調査」

子育て体験活動を実施する。

### ③ 妊娠・出産に関する正しい医学的知識の普及・啓発

女性のからだ、ライフプラン等についての普及啓発、健康教室やグループ学習会の実施を継続する。また、思いがけない妊娠などにより、妊娠や出産に悩む方が、気軽に専門職に相談できる電話・メール相談の充実を図り、ホームページや啓発媒体を活用した周知を強化する。

### ④ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進

中高生が、性や生の意識・行動について自ら考え、自己決定することを支援するため、気軽に相談できる場として、地域や学校において「ピアサポートルーム」を設置する。また、思春期保健の関係者が課題の共有や、地域の実情に応じた取り組みの検討を行うネットワーク会議を実施し、効果的な思春期保健対策と支援体制の強化を図る。

## 3 子どもたちの生活と学びを支える環境の充実

### 【現状と課題】

子どもたちの豊かな学びを実現するために、学習環境を整備するとともに、家庭や対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育むこと、地域における体験・交流活動の機会の充実による地域の教育力の底上げが求められている。

また、新学習指導要領では、学校教育と家庭および社会との連携・協働がより一層求められており、学校を核とした地域全体で子どもたちの成長を支えていくための体制構築・強化が不可欠である。

### 【取組の方向性】

いじめや不登校等の課題に学校全体で取り組むとともに、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、安全で質の高い修学環境の整備を図る。また、家庭環境の多様化に伴う家庭における教育上の課題に地域ぐるみで取り組む仕組みづくりを支援することにより、学校・家庭・地域が連携・協働した社会総がかりの教育を推進していく。

### 【主な取組】

#### ① 地域・家庭と連携したいじめ等問題行動・不登校への対応

兵庫県いじめ防止基本方針及びいじめ対応マニュアルに基づき、県民総がかりで、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図る全県的、地域的な連携体制を強化する。

また、不登校等対策については、県立但馬やまびこの郷を中核に、学校や関係機関等とネットワークを構築し、学校復帰に向けたプログラムの充実等を図る。あわせて、不登校等の課題を抱える青少年の社会的自立を支援するため、県立神出学園・県立山の学

校において共同生活のもと、自己理解や進路発見につながる体験プログラムを実施する。

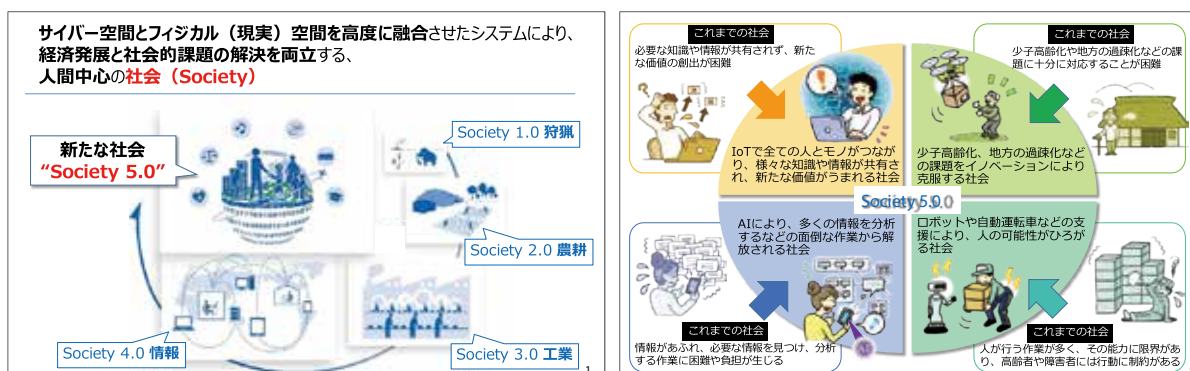
## ② 安全・安心な教育環境整備の推進

子どもたちが安全・安心かつ快適に学ぶため、学校施設の老朽化に対応する長寿命化改修やトイレ改修の計画的な推進を図るとともに、空調設備を設置する等学習環境の整備を進める。

## ③ ICT等の先進的な学習基盤の整備

「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」や「Society 5.0に向けた人材育成」等の国が示す方針を踏まえ、大型提示装置、実物投影装置、学習者用コンピュータ、無線LAN等の学習活動を支えるICT機器等とともに、EdTechの活用も見据えたICT環境の整備に取り組み、児童生徒の情報活用能力の育成を図る。

### ○ Society 5.0で実現する社会（内閣府資料）



## ④ 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

子どもたちの学習機会を保障するため、経済的理由によって就学が困難な高校生等に対して奨学資金の貸与等を行うなど、様々な困難や課題を抱える子どもたちに対する就学支援等を実施する。

また、低所得世帯の私立高等学校等生徒を対象に、国の就学支援金に県単独加算を行い、授業料を軽減し、あわせて奨学給付金制度や入学資金貸付制度により、授業料以外の教育費負担についても支援を実施する。

## ⑤ 地域の教育力の向上

地域における子育て家庭への支援、放課後等における子どもの居場所の確保、登下校時の見守り活動等を継続的に実施するなど、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりや、学校からの積極的な情報発信を踏まえた地域と学校の緊密な連携等を図る。

また、地域において子どもが安全・安心で自由に遊べる場として「子どもの冒険ひろば」を設置するほか、「県立こどもの館」で、親子の体験活動や創作活動など多彩な事業を展開し、子どもの健やかな成長を支援する。



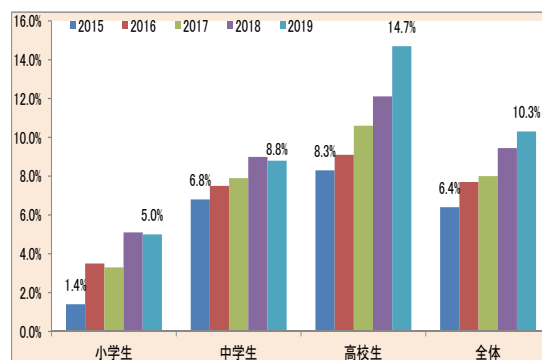
## 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

### 【現状と課題】

インターネットの急速な普及により、違法・有害情報の拡散や、SNSに起因する犯罪被害児童の増加等の問題も起こっている。特に最近では、スマートフォンやタブレットを所有する子どもたちが増え、インターネット利用を通じて有害情報に触れる危険性がますます高まっているとともに、インターネット依存の割合も年々増加<sup>6</sup>している。

また、インターネットを通じて比較的容易に違法薬物を入手することができるため、薬物乱用の危険性に対する誤解や罪悪感の希薄化が進み、薬物乱用の低年齢化が深刻さを増している。

○ インターネット依存の割合



### 【取組の方向性】

インターネットを通じた有害情報から子どもを守り、安全・安心にインターネットを利用するため、家庭、学校、地域社会を巻き込んだ環境整備に取り組むとともに、子どもたちが「安全に使うための知識」や「自分たちでルールを決めて適切に使用する心」を身につける取り組みを支援していく。

また、違法薬物についても、周囲の影響を受けやすい子どもに対して、正しい理解を深め、薬物の危険から身を守るよう教育環境を整備する。

### 【主な取組】

#### ① 県民意識の高揚

事業者、関係機関等の参画のもと、子どもの健全育成方策や非行・被害防止等について協議を行うとともに、ポスターやリーフレット等を活用したルールづくりの推進やフィルタリング利用の徹底に取り組む。

#### ② インターネット等の利用対策の推進

子どものインターネット利用に関する基準づくりへの支援の努力義務や、子どもが使用する携帯電話の原則フィルタリング利用を定める青少年愛護条例の趣旨を踏まえ、産官学民言の協働により、ネット依存の防止や有害情報等への対策を図り、良好な環境づくりを推進する。

#### ③ 大麻等違法薬物対策の実施

警察総合力の発揮による徹底した取締りを強化するほか、サイバーパトロールなど、イ

<sup>6</sup> 兵庫県 「令和元年度『ケータイ・スマホアンケート』及び『インターネット夢中度調査』」

インターネット上の違法情報に係る情報等を基に事件化を図るなど、適切な措置を講じる。

また、学校等と連携した薬物乱用防止教室の開催等を通じて、子どもに大麻等の危険性・有害性に関する正しい理解や乱用の勧誘への対応方法を身につけるための広報啓発活動を実施するほか、病院と連携し、治療費の一部を公費負担するなど、子どもを適切な治療につなげることで、早期の立ち直りを図る。

## Ⅱ 結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援

### 1 出会い・結婚支援

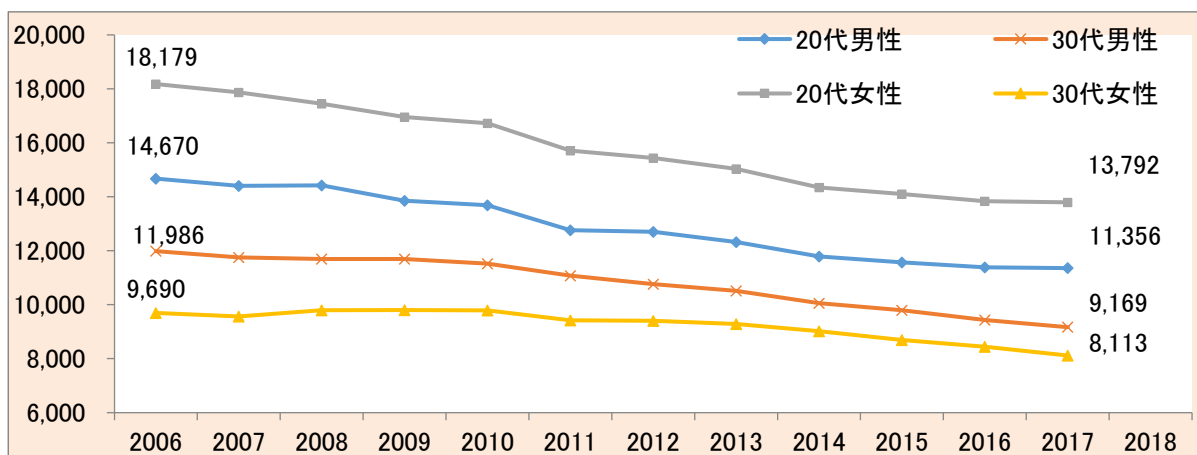
#### 【現状と課題】

少子高齢化が深刻化し、出生率低下の主要因が未婚化とされている今日、結婚を希望する若者が、希望する年齢で結婚できるよう支援することが重要である。

本県の婚姻件数の状況は、2018年で24,532件<sup>7</sup>と統計開始以来最少となったが、県民意識調査<sup>8</sup>では、未婚の20代・30代男女の約7割（「わからない」と回答したものを除く）が、結婚願望を持っており、若者の結婚意欲は非常に高い水準にある。

しかし、それでも結婚に踏み切れない理由としては、前回調査に引き続き「いい相手が見つからない」が約4割と最も高く、出会いの機会創出に対するさらなる支援が必要な状況である。

○ 20代、30代の婚姻件数の年次推移（兵庫県）（厚生労働省）



#### 【取組の方向性】

出会い・結婚に対する支援は、少子化対策のみならず、若者の自立支援という観点からも重要な課題である。県では、1999年度の「このとりの会」発足以来、県内各地域で出会いイベントを実施しているほか、2010年度には県内10地域に「地域出会いサポートセンター」を設置（2015年度には「ひょうご出会いサポート東京センター」を設置）し、お見合いを開始するなど、長年にわたり独身男女の出会いの場を提供している。引き続き、きめ細かな出会い・結婚支援に取り組む。

○ 成婚数の推移（兵庫県調査）

（単位：件）

区分	～2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	計
個別お見合い紹介	38	112	133	120	105	115	94	78	795
出会いイベント等	394	78	60	51	48	47	62	55	795
計	432	190	193	171	153	162	156	133	1,590

<sup>7</sup> 厚生労働省 「人口動態調査」

<sup>8</sup> 兵庫県 「平成30年度 少子対策・子育て支援に関する県民意識調査」

**【主な取組】****① 出会いの機会の創出**

県内在住者のみならず、兵庫県に移住することに興味がある者等も対象として個別お見合いの機会を提供するほか、職場での出会いの機会が少ない専門職の者等を対象とした出会い支援、スマートフォンを活用した出会い支援の充実、地域に密着した「このとり大使」による相談事業・イベント紹介など、ニーズに応じた多彩な事業を展開する。

**② 企業・団体・大学等の取組支援**

ホテル、レストラン、旅行代理店等の協賛団体が開催する多彩な交流イベントを案内し、独身男女の出会いの場を提供する。また、大学生等を対象に、未婚化・晩婚化の現状、出産適齢期、結婚して家庭を持つことのすばらしさ等への理解を深める取り組みを推進する。

**③ 結婚の希望を応援する機運の醸成**

SNSを通じた情報発信による結婚支援や、若者へ結婚することの魅力伝える取り組みを実施するなど、地域や社会全体で結婚を温かく応援する社会づくりに向けた取り組みを広げ、結婚機運の醸成を図る。

**2 結婚を応援する経済的支援策の充実****【現状と課題】**

非正規雇用の者や収入が低い者ほど有配偶率が低くなっているだけでなく、若者の雇用が不安定で将来の見通しが立たなければ、結婚する意欲そのものが低くなる。

終身雇用が見込みにくい現在、男女ともに結婚相手に安定した経済的基盤を求めるようになっており<sup>9</sup>、結婚を応援するためには、若者の経済的基盤確立への支援が不可欠である。特に、雇用も経済状況も安定していない若い男女にとっては、「出会いの機会」以前に安定した仕事に就けないことが結婚の最大の障壁となっており、その支援が重要である。

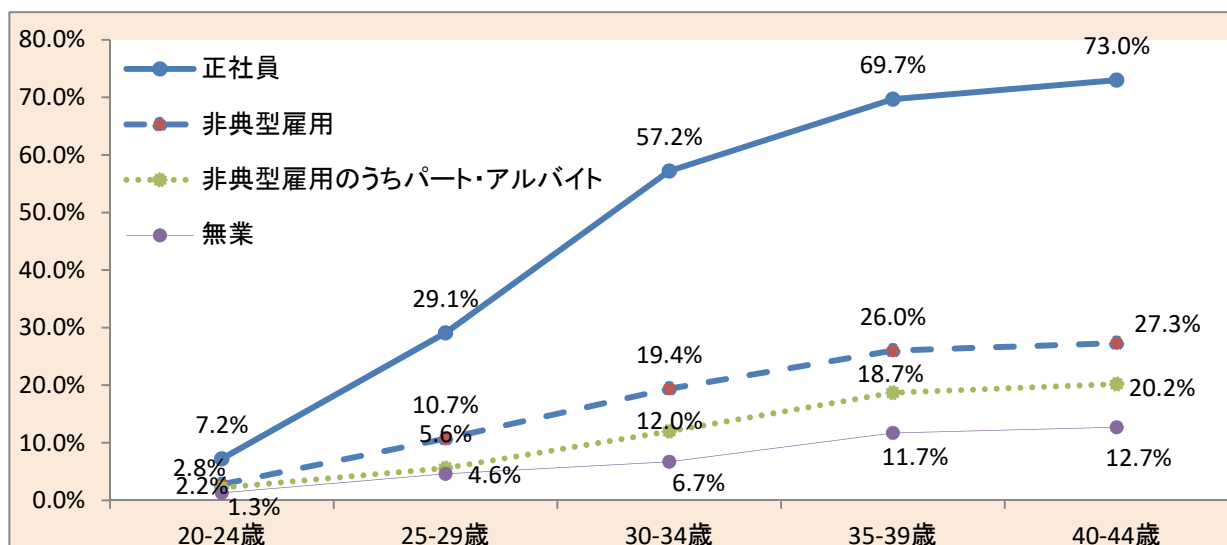
**【取組の方向性】**

男女ともに、収入が低く雇用が安定しない者は結婚しにくい状況にあることから、第一に、安定した仕事を、たとえ収入が高くなくても結婚して二人で働けば、出産・子育てが見通せるような基盤を築けるよう支援し、結婚を望む男女が希望を叶えられる社会の実現を目指す。

<sup>9</sup> 国立社会保障・人口問題研究所 「第15回出生動向基本調査」

○ 男性年齢階級・就業形態別にみた有配偶率（全国）

（労働政策研究・研修機構：若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③）



【主な取組】

① 結婚が見通せる経済的基盤づくり支援

結婚には、その展望が描ける安定した経済的基盤が重要であることから、就職支援の拠点であるひょうご・しごと情報広場を運営し、アドバイザーによる職業相談・カウンセリングや、就職までのきめ細かな支援をワンストップで提供する。また、雇用・収入が不安定な就労者に対し、セミナーや就労体験等の支援を行い、正規雇用につなげる。

② 新婚世帯への住宅・定住支援

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対して新生活のスタートアップに係る新居の家賃、引越費用等を支援する。また、県営住宅への入居に関し、新婚世帯・子育て世帯への優先入居枠の設定や入居収入基準の緩和を実施する。

③ 奨学金等返済への支援

大学進学率の上昇に伴い、奨学金を借りる若者が増えているが、この返済負担は社会人になった後も重くのしかかり、結婚にも影響している。県では、奨学金返済支援制度を構築した県内中小企業等と連携し、若者の奨学金の返済を支援する。

3 不妊に悩む方への支援の充実

【現状と課題】

生き方の多様化が進む中で、結婚はいくつになってもできるものという認識が広まったが、妊娠はそのようにはいかず、女性の妊娠する力は20代中頃から落ち始め、その後年

齢を重ねるにつれて妊娠しにくくなることが医学的データで立証されている。

本県の平均初産年齢は、1975年は25.8歳<sup>10</sup>であったが、2010年に30.0歳と初めて30歳を超え、2018年は30.7歳と晩婚による晩産化は進んでいる。さらに近年、夫婦が互いのキャリア形成のため、出産の意思決定を先延ばしする傾向にあり、不妊のリスクも高まっていることから、不妊に悩む者への支援の充実が求められている。

### 【取組の方向性】

不妊に悩む男女に対して、母胎や子どもへの健康面のリスクを低減しつつ、費用面においても心配せずに済むよう適切なサポートを実施する。また、男女問わず、不妊治療や不育症治療に関する情報提供や相談体制を強化し、医学的な相談や心の悩みの相談等を受け体制を強化するとともに、不妊治療について企業や社会への理解を深めていく。

### 【主な取組】

#### ① 不妊治療等への支援

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない特定不妊治療に要する費用の一部を助成する。また、相対的に所得が低い若い世代から早期治療開始につなげるため、県単独助成を行う。

#### ② 専門相談窓口の整備・充実

不妊治療や不育症治療に関する情報提供や相談体制を整備し、治療中の不安などに関する相談に加え、性感染症による不妊の予防等、医師や助産師による電話や面接による相談を行い、不妊に悩む方への支援体制の充実を図る。

## 4 妊産婦・乳幼児に関する医療体制の充実

### 【現状と課題】

県内どの地域に住んでいても安心して子どもを産み育てられる医療体制が求められるが、全県的な産科医や小児科医不足により分娩取扱施設や小児医療機関が減少し、産科・周産期・小児医療機関の地域偏在が生じている。

また、晩婚化の影響による高齢妊娠や各種合併症妊娠等のリスクの高い出産が増加傾向にあるなど、ハイリスク妊産婦やハイリスク新生児に対する医療需要も増えている。

加えて、乳幼児の健康水準を向上させるための母子感染予防対策や、小児慢性特定疾病対策等の充実による児童の自立支援など、全ての子どもが健やかに育つ環境づくりが求められている。

<sup>10</sup> 厚生労働省 「人口動態調査」

## 【取組の方向性】

医師不足に対しては産科医の処遇改善、キャリア形成支援や女性産科医の復職促進に取り組むとともに、助産師の活用を進めるなど限られた医療資源を最大限に活用していく。

また、ハイリスク妊婦等への医療提供については、周産期母子医療センターや協力病院との連携・強化を図り、体制強化を図っていく。

あわせて、母子感染予防のための保健指導等の支援体制の整備、小児慢性特定疾病に対する医療費助成や患者の自立支援対策を充実させる。

## 【主な取組】

### ① 周産期医療体制の整備

周産期母子医療センター及び協力病院の機能を強化するとともに、連携をさらに深め、正常分娩からハイリスク妊産婦・新生児まで対応可能な周産期医療体制の充実を図り、県民が安心して子どもを産み育てられる医療体制を整備する。

また、産科医を目指す県養成医師のためのキャリア形成を支援する県養成医師制度において、「特定診療科育成コース」を設置し、産科医の養成を進めるとともに、産科における医師確保計画を2019年度中に策定し、実効性のある産科医確保を図る。

### ② 小児医療の確保・充実

子どもの急患時の患者家族の不安を解消するため、「全国统一電話番号#8000」によるこども医療電話相談を実施し、あわせて、地域におけるこども医療電話相談を県内全圏域で実施する。

加えて、小児科医を目指す県養成医師のためのキャリア形成を支援する県養成医師制度において、「特定診療科育成コース」を設置し、小児科医の養成を進めるとともに、小児科における医師確保計画を2019年度に策定し、実効性のある小児科医確保を図る。

### ③ 小児慢性特定疾病対策の推進

小児慢性特定疾病児童で、当該疾病の程度が一定程度以上ある児童の保護者に対して、医療に要する費用を支給する。また、小児慢性特定疾病児童等の成人期医療への移行及び児童の自律（自立）を促進するため、当該児童及び家族に対する支援の充実を図る。

### ④ 母子感染予防対策

HIV 母子感染の防止について、適切な感染防御策を講じることにより、HIV 感染率を約2%にまで抑えることが可能であることから、正しい知識の普及を図る。また、健康福祉事務所をはじめ、エイズ拠点病院・エイズ診療協力病院及び兵庫県医師会を通じて各医療機関へ「HIV 母子感染予防対策マニュアル」の周知を図る。

## 5 妊娠期から寄り添う子育て支援の充実

### 【現状と課題】

近年は晩婚化、晩産化、核家族化、子どもの貧困など、母子保健を取り巻く環境は大きく変化し、全出生中の低出生体重児の割合が増える<sup>11</sup>など、その環境は厳しくなっている。

まず、食育では、子どもの食習慣や食行動は改善されつつあるが、子どもを産み育てる親世代である 20～30 代の若い世代では、朝食の欠食率が高い<sup>12</sup>など食習慣や生活習慣の課題が見られる。次に、歯科保健では、妊婦を対象とした歯科健診は 34 市町、歯科保健相談等は 26 市町（2016 年度）と全市町で実施されていないなど地域間での格差が大きい。

さらに、たばこの煙には多くの有害物質が含まれ、様々ながんや心筋梗塞等の循環器疾患、ぜんそく、慢性閉塞性肺疾患（COPD）などの病気を引き起こすことが明らかになっている。子どもの体は有害物質の影響を受けやすいため、特に受動喫煙から守る対策を強化する必要がある。

### 【取組の方向性】

妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的に相談支援を提供し、切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の展開と、関係機関と連携した支援体制の構築・強化に向け、体制整備を図る。

食育では、未来を担う世代への食育力の強化に努めるとともに、子どもの健やかな成長に欠かせない早寝早起きやバランスのとれた食事、遊びなど、基本的な生活習慣づくりを推進する。歯科保健では、妊産婦や生まれてくる子どもに対して、歯科保健指導によるむし歯や歯周病予防のための正しい生活習慣の定着に向けた普及啓発等を実施。

また、大人に比べてたばこの有害物質の影響を受けやすい子どもや、妊婦の受動喫煙による健康被害を防止するため、多数の人が利用する施設での禁煙を推進し、20 歳未満の者や妊婦が喫煙場所に立ち入らないよう県民意識の向上を図る。

○ 子育て世代包括支援センターのイメージ（厚生労働省資料）



<sup>11</sup> 厚生労働省 「人口動態調査」

<sup>12</sup> 兵庫県 「ひょうごの食生活実態調査（平成 28 年度）」



## 【主な取組】

### ① 悩みを抱える妊産婦等の孤立防止支援

若い世代から妊娠・出産に関する正しい知識を身につけられるよう、同世代の若者に気軽に相談できるピアサポートルームを開設し、女性のライフプランニングを促す。

また、妊娠に悩む人が助産師等の専門職に気軽に相談できる窓口を設置すること等により、中絶を回避し、安心して妊娠期間を過ごし、安全な出産ができるよう支援する。

### ② 妊娠期からの子育て支援の充実

乳児家庭全戸訪問や養育支援訪問等、これまでの取り組みに加え、産後間もない時期の産婦に「産婦健康診査」を行うことにより、支援を必要とする産婦を早期に把握し、産後うつや新生児への虐待予防等を図る。また、家庭や地域での孤立感解消を図るために相談支援を行う「産前・産後サポート事業」や、退院直後の母子への心身のケアや育児のサポート等を行う「産後ケア事業」などを実施し、より身近な場で妊産婦等を支えるための支援体制の構築を図る。

### ③ 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

マタニティハラスメントやパタニティハラスメントをはじめとした妊娠・出産・育児等を理由とする不利益取り扱いが起こることの無いよう、労働局と連携し、具体的かつ分かりやすい事例を示し、あらゆるハラスメントを予防するための普及啓発や周知を実施する。

また、妊婦健康診査費の一部助成や受診勧奨、出産後の母性健康管理の体制を整備するなど、妊娠中及び出産後の女性の安心安全な出産の確保と健康の保持に努める。

### ④ 健康な体づくり（食育の推進、歯と口腔の健康づくり）

若い世代の食に関する知識や実践力の向上を図るためのリーフレットを作成・配布するなど、地域において子どもや若い世代を対象とした食育活動を推進する。

また、妊婦歯科健診マニュアルを活用した市町における歯科健診、歯科保健相談の実施を推進するとともに、受診率向上に向けた普及啓発を行う。あわせて、市町、保育所・幼稚園等が実施する歯科健診等のデータを集積・分析し、各関係機関に情報提供を行う。

### ⑤ 受動喫煙対策等の推進

受動喫煙による健康被害の防止について広く周知を図るとともに、子どもとその保護者を対象とする喫煙防止教室の開催や、大学生等への喫煙防止に向けた啓発を行うなど、未成年がたばこの悪影響を具体的に認識し、自ら健康のために行動できる力を育む取り組みを強化する。

また、中小事業者向けの低利融資制度を創設し、民間商業施設の建物内禁煙化や喫煙室の整備など受動喫煙対策に向けた取り組みを支援する。

### Ⅲ 幼児教育・保育と子育て支援

#### 1 保育の受け皿の拡大

##### 【現状と課題】

2019年4月の保育所等への申込者数は、女性の就労意欲の高まりや保育料軽減・無償化、保育所整備等の保育施策の充実による保育需要の喚起などにより、昨年より3,244人増加し、111,955人となった。

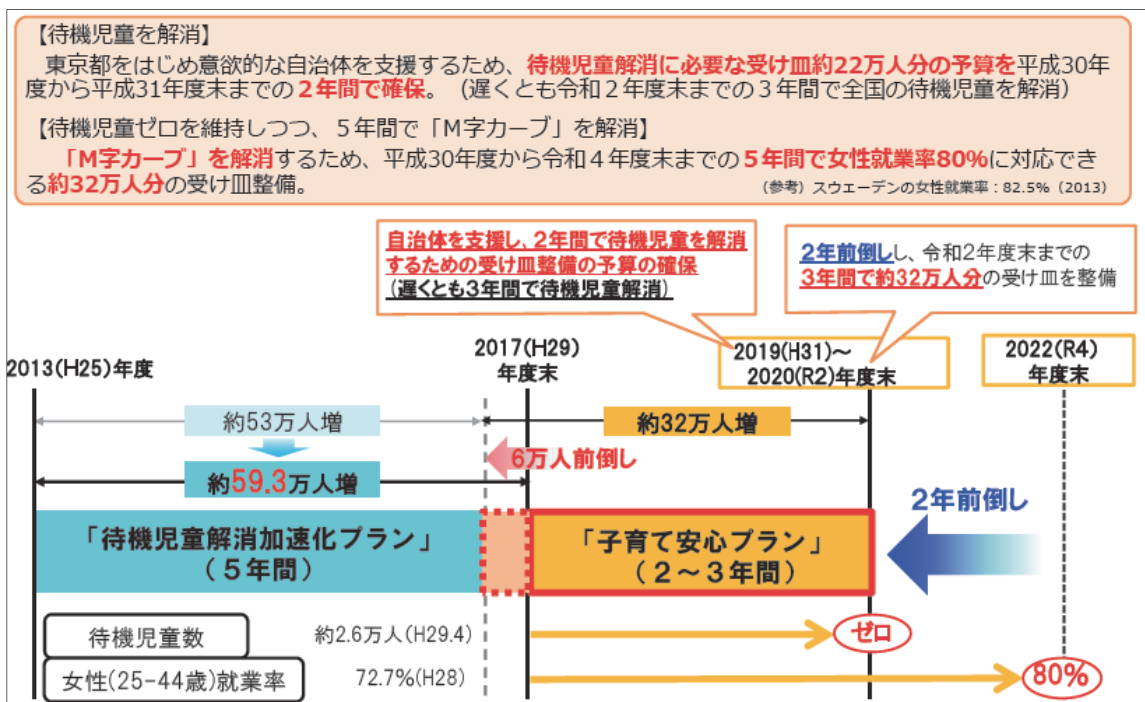
他方、保育の受け皿は4,657人拡大し、110,421人分を確保した。この結果、2019年4月現在の保育所等への待機児童数は1,569人と前年度と比較して419人減少したが、全国的には東京都、沖縄県に次いで3番目に多い水準<sup>13</sup>である。依然として多くの児童の保育所等への入所を実現できておらず、働く女性の希望の全てに答え切れていないことから、更なる保育の受け皿の拡大が必要である。

##### 【取組の方向性】

待機児童について、国の「子育て安心プラン」に基づき、保育所、認定こども園の整備や都市部で開設が容易な小規模保育事業など地域の実情に合わせた多様な受け皿整備を進めるとともに、企業主導型保育事業の地域枠の活用や質を確保した上での保育定員の弾力化による保育定員の上乗せなど、あらゆる手法を用いて、保育の受け皿の拡大を図り、2020年度末までに解消を目指す。

また、今後、保育需要の減少が見込まれる地域においては、市町と連携して適正な保育の定員管理を図る。

##### ○ 子育て安心プラン（厚生労働省資料）



<sup>13</sup> 厚生労働省 「保育所等関連状況取りまとめ（平成31年4月1日）」

## 【主な取組】

### ① 保育所、認定こども園の整備

近年の女性の就業希望状況、地域の実情、政策動向等を踏まえた地域の教育・保育の量の見込みとその提供体制の確保を取りまとめた「子ども・子育て支援事業計画」に基づく保育所、認定こども園による保育の受け皿整備を支援する。

認定こども園については、引き続きシンポジウムの開催等広報に努めるとともに、幼稚園や保育所からの移行に係る費用を支援するなど、さらなる普及を図る。

### ② 多様な受け皿の確保

新たな用地の確保が難しく、保育所、認定こども園の整備が困難な駅前等でも比較的設置が容易な小規模保育事業や家庭的保育事業、地域の子どもを受け入れる事業所内保育事業などの保育の多様な受け皿確保を支援する。

### ③ 既存の保育資源を活用した受入支援

定員の充足率が6～7割（全国平均）<sup>14</sup>である企業主導型保育事業の空き定員の活用や保育所、認定こども園における定員弾力化措置による保育の受け皿確保など既存の保育資源を活用した受け入れを支援する。

## 2 保育人材の確保

### 【現状と課題】

保育の受け皿の拡大に伴い、保育士の有効求人倍率は、年々上昇している。2019年1月の県内の全職種の有効求人倍率 1.45 に対して、保育士の有効求人倍率は 3.78<sup>15</sup>となるなど、保育の担い手の確保は急務である。

また、2019年10月から導入された幼児教育・保育の無償化の影響により、就労を希望する女性のさらなる増加も想定されることから、子育てしながら働きたい女性の期待に応え、安心して子どもを預けられる環境を実現するには、保育の受け皿拡大とともに、保育人材の確保が不可欠である。

### 【取組の方向性】

保育人材を確保するため、新規資格取得を支援するとともに、全職種の平均勤続年数が12.4年<sup>16</sup>であることに対し、保育士は8.1年と短いことから、保育所の勤務環境改善や給与等の処遇改善を図り、就業継続を支援する。加えて、保育士資格を持ちながら、他職種で就業している者等保育に従事していない者の保育現場への復職を支援する。

<sup>14</sup> 内閣府 「企業主導型保育事業の検証について」

<sup>15</sup> 厚生労働省 「職業安定業務統計」

<sup>16</sup> 厚生労働省 「賃金構造基本統計調査（2018）」

**【主な取組】**

① **新規資格取得支援の実施**

保育士になるための機会の充実を図るため、保育士試験を年2回実施するほか、保育士資格の取得や保育士としての就業を返済免除要件とした貸付を実施する。また、保育士になる学生を増やすため、学生が初めて保育現場を知る機会となる保育実習の充実を図るため保育実習を担う指導者育成研修等を実施する。

② **就業継続支援の実施**

中堅保育士を対象とした保育士等キャリアアップ研修の受講等を要件とする技能や経験に応じた処遇改善等加算の実施や、保育士を配置基準以上に配置している保育所等に対して運営を支援する。また、保育支援者の配置支援による保育士の業務負担軽減を実施する。

③ **離職者の再就職支援の実施**

保育士資格を持ちながら保育に従事していない者の保育現場への復職を促進するため、保育士・保育所支援センターによる職業紹介や復職に伴う不安を解消するための実践的な研修の実施、さらには、復職時に必要となる就職準備金の貸付等を実施する。

**3 保育の質の確保**

**【現状と課題】**

保育ニーズの高まりによる保育の受け皿の拡大とともに、その両輪として、子どもの健やかな育ちを保障し、子どもの安全・安心を第一に守っていけるよう保育の質を確保することが必要である。あわせて、乳幼児期の保育や教育は子どもの生涯にわたる人格形成や教育の基礎を培う重要なものであることから、その質の向上も図っていく。

また、2019年10月から始まった幼児教育・保育の無償化では、制度開始から5年間は指導監督基準を満たさない認可外保育施設もその対象とされている。認可外保育施設では保育中の重大事故が多い傾向にあることから、これらの施設における「保育の質」を確保するための指導・監査を確実に実施していく必要がある。

○ 死亡事故の報告件数（厚生労働省調査） （単位：件）

区分	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
認可施設等	6	4	5	4	6	4	3
認可外保育施設	12	15	12	10	7	4	6
合計	18	19	17	14	13	8	9

### 【取組の方向性】

全ての子どもが安全で安心な保育を受けることができる環境を整えるため、保育所等が国や県で定める基準を満たすことはもとより、経験豊富な保育士等の育成や専門性の向上、保育士等の処遇や配置の改善、効果的な指導監査の実施により保育の質の確保・向上を図っていく。

### 【主な取組】

#### ① 保育士等の資質・専門性の向上

保育士等の処遇改善の要件であり職務内容に応じた専門性の向上を図るための保育士等キャリアアップ研修の実施、本県独自で実施する認定こども園園長等研修、主幹保育教諭等研修等、質の高い保育を安定的に供給するための各種研修を実施する。

#### ② 保育に専念するための支援の実施

清掃業務や給食配膳等の保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置支援を行うなど、保育士等の負担軽減を図り、保育士等が子どもに関わる業務に専念できるような環境整備を目指す。

#### ③ 適切な指導監査の実施

認定こども園、保育所、認可外保育施設等に対し、チェックリストの提出による定期監査等を実施するとともに施設に立ち入ったの实地調査や抜き打ち調査を実施する等子どもの安全・安心を確保するため、継続的かつ効果的な指導監査を行う。

## 4 多様なニーズに対応した子育て支援の実施

### 【現状と課題】

女性の社会進出が進み、保育需要が高まっていく中で、通常の保育時間に迎えに行けない、子どもが病気だが仕事を休めないなど急な保育へのニーズが高まっている。全ての子育て家庭が安心して無理なく仕事と子育ての両立ができるよう、個別の保育ニーズに応じた多彩で切れ目の無いサービス提供が必要である。

また、共働き世帯が増加する一方で、家庭で育児を行う世帯も多数いることから、いずれを選択しても希望の子育てを実現できるよう、在宅育児世帯に対する支援制度も充実させていく。

### 【取組の方向性】

子育ての希望が叶う環境づくりに向けて、延長保育、病児・病後児保育をはじめとしたきめ細かな支援を充実させる。また、地域や家庭環境、共働き・在宅育児などにかかわら

ず全ての子育て世帯が、希望する支援を享受できるよう、子育て支援施策を手厚く、多様な選択肢を内包するものとする。

### 【主な取組】

#### ① 緊急時等における子育て支援の充実

保護者の急用や休息に対応できる一時預かり事業や、就労の状況等から病気や病後の子どもを看ることができない保護者を支援する病児・病後児保育事業など、市町が実施する子育て家庭のセーフティネット事業を支援する。

特に、病児・病後児保育事業については、計画期間中に全市町での実施を目指し、医療機関や保育所での病児・病後児の預かりに加え、保育所等での保育中に体調不良となった児童を預かる体調不良児型事業の展開を推進する等、各地域のニーズに応じたきめ細かな提供を支援する。

#### ② 家庭の事情に応じた柔軟な支援

市町の専門相談員が子育てに関する相談等に対応し事業紹介や情報提供を行う利用者支援事業や、保健師等専門職が妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する子育て世代包括支援センター事業、地域の子育てボランティアと保護者をつなぎ送迎や短時間の預かりにも対応するファミリー・サポート・センター事業など、子育て世帯の多様な事情に応じた適切なサービスを柔軟に結び付けられるよう、その実施を支援する。

#### ③ 在宅育児世帯等への支援の実施

親子の居場所づくりや相談ができる地域子育て支援拠点事業、急用や休息に対応できる一時預かり事業の実施等、在宅育児を行う保護者が孤立しないよう、すべての子育て家庭を対象に子育て支援サービスの提供を支援する。

また、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通して子育ての悩みの解消や情報交換などができる地域活動を支援するとともに、幼稚園、保育所等に入所していない在宅児童とその保護者を対象に保育所等で子育て支援事業を実施する。

## 5 幼稚園における取り組みの充実

### 【現状と課題】

共働き世帯の増加・女性の社会参画の推進、幼児教育・保育の無償化等の社会情勢の変化に対応するため、幼稚園での預かり保育の実施や幼稚園から認定こども園への移行が進むなど幼稚園へのニーズも変化してきている。あわせて、認定こども園で働く保育教諭や預かり保育を実施する幼稚園教諭の人材確保が急務となっている。

また、核家族化や地域における人間関係の希薄化などにより、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になっている中、在園児はもちろん地域の子育て

家庭での負担や不安解消についても幼稚園での対応が期待されている。

### 【取組の方向性】

幼稚園に対する多様なニーズに対応するため、幼稚園における預かり保育事業や乳幼児子育て応援事業等による地域に密着した子育て支援の取り組みを推進していく。あわせて、これらの事業の中で、家庭教育の重要性についても啓発していく。

また、多様なニーズに対応するため幼稚園教諭の人材確保や、幼稚園教諭等の処遇改善や働き方改革を支援するとともに、幼児教育の質の確保・向上を図る。

### 【主な取組】

#### ① 幼児期の教育の充実

生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、主体的な生活態度などの基礎を培うとともに、心身ともに健やかに成長することができるよう、幼稚園が持つ特色や地域環境を生かした創意あるカリキュラム編成や、遊具・教具などの環境整備を支援するなど教育の質の維持・向上に取り組む。

#### ② 幼稚園教諭の人材確保

私立幼稚園就職フェアの開催や潜在幼稚園教諭の復職支援を行う人材登録センターの設置・運営を支援するほか、専任教員の処遇改善を支援する。さらに、園業務をサポートするシステムの導入等を支援し、職員の業務負担軽減を図る。

#### ③ 幼児教育の質の確保・向上

私立幼稚園に対するニーズや社会情勢等の変化に対応するため、幼稚園教員として必要な新たな知識・技術の習得を図る子育て支援研修を支援する。また、幼児教育・保育を担う幼稚園・認定こども園・保育所の各機関が連携し、各施設の情報交換や研修を実施する。

#### ④ 社会ニーズを踏まえた子育て支援の実施

女性の社会進出の増加や保護者ニーズに対応するため、私立幼稚園における預かり保育や乳幼児の体験幼児教育を支援する。また、地域の幼児教育センター的機能の充実に向け、私立幼稚園における親子学級の開設や子育て支援カウンセラーによるカウンセリングを支援するとともに、保護者向け幼児教育資料を作成し、家庭での幼児教育への理解促進を図る。

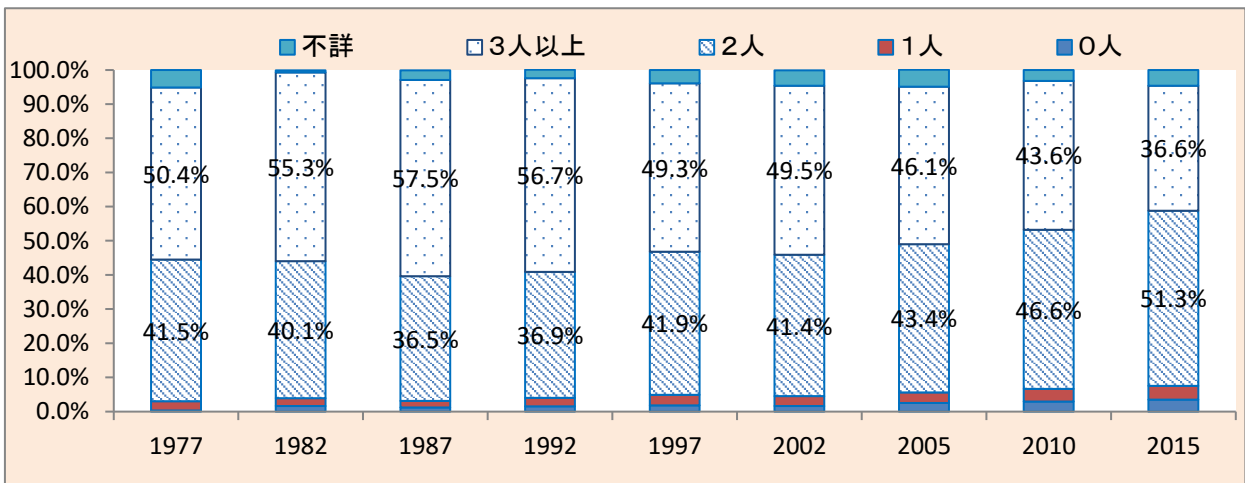
## 6 子育てや教育に係る経済的負担の軽減

### 【現状と課題】

「第15回出生動向基本調査」によれば、夫婦が希望する子ども数は2人が5割を超え、3人以上は約4割となっているものの、夫婦の完結出生児数は1.94に止まっている。

この理由として最も多いのは「子育てや教育にお金がかかりすぎる」であり、妻の年齢が35歳未満の若い層では約8割が選択している。実際、3人以上の子どもを持つことは、子育て、教育、子ども部屋の確保など様々な面での経済的負担が大きくなっており、支援を求める声は多くなっている。

#### ○ 夫婦の理想子ども数（第15回出生動向基本調査）



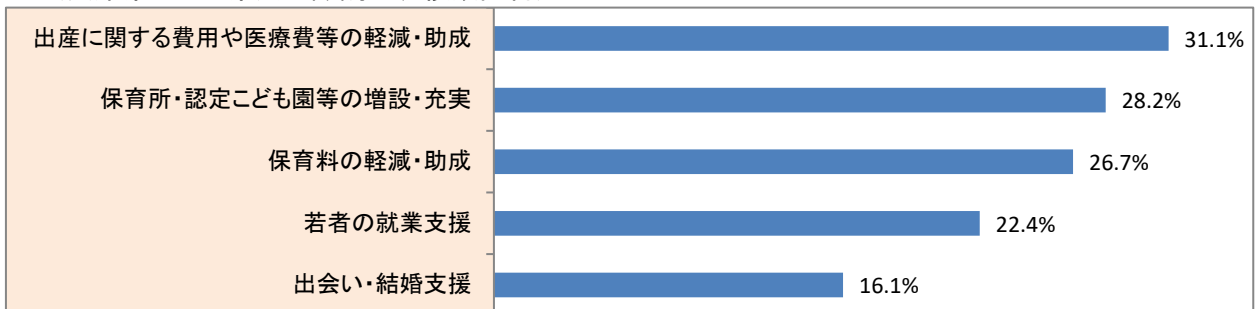
### 【取組の方向性】

本県実施の「平成30年度 少子対策・子育て支援に関する県民意識調査」において、子育て支援に求めるものとして、経済的負担の軽減を求める意見が多かったことから、子育てに係る経済的な支援を様々な角度から行っていく。

特に、人格形成の基礎を培う幼児教育や知の基盤となる高等教育の重要性に鑑み、世帯の所得にかかわらず公平にその機会を持てるよう子育て費用、教育費用の負担軽減を図る取り組みを推進する。

#### ○ 子どもを産み育てやすい社会に向けて充実して欲しい支援策（上位5つ）

（兵庫県：H30 県民意識調査、複数回答）





## 【主な取組】

### ① 幼児教育・保育の無償化の推進

2019年10月から「幼児教育・保育の無償化」を実施し、全ての3～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児を対象に、幼稚園・保育所・認定こども園等に係る保育料を無償化する。

#### ○ 幼児教育・保育の無償化概要

##### ・概要

区分	無償化の内容
幼稚園（新制度）、保育所、認定こども園等	無償
幼稚園（未移行）	月2.57万円を上限に無償
幼稚園の預かり保育	月1.13万円を上限に無償
企業主導型保育事業	無償
就学前の障害児の発達支援（+幼稚園、保育所等）	無償
認可外保育施設	保育の必要性がある児童に限り月3.7万円を上限に無償（0～2歳は月4.2万円上限）
一時預かり事業、病児保育事業、ファミサポ	

##### ・実施時期

2019年10月1日

### ② 高校等における教育費の負担軽減

子どもたちの学習機会を保障するため、経済的理由によって就学が困難な高校生等に対して奨学資金の給付や貸与を行うなど、様々な困難や課題を抱える子どもたちに対する就学支援等を実施する。

また、低所得世帯の私立高等学校等生徒を対象に、国の就学支援金に県単独加算を行い、授業料を軽減し、あわせて奨学給付金制度や入学資金貸付制度により、授業料以外の教育費負担についても支援を実施する。

### ③ 高等教育における教育費の負担軽減

「高等教育の無償化」の対象機関としての要件を満たした大学・専門学校などの高等教育機関に通学する低所得者世帯の学生のうち、学修意欲があると認められる者に対して、国や県が入学金・授業料の減免を実施する。

## ○ 高等教育無償化の制度概要

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校  
 【支援内容】①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充  
 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生  
 （令和2年度の在學生（既入学者も含む）から対象）  
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用  
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

当面のスケジュール

令和元年 7月頃 予約採用の手続開始  
 夏以降 対象大学等の公表  
 令和2年 4月以降 学生への支援開始

**授業料等減免**

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出  
 （授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

**給付型奨学金**

○ 日本学生支援機構が各学生に支給  
 ○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置  
 （給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

**支援対象者の要件**

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学習意欲を確認
- 大学等への進学後の学習状況に厳しい要件

**大学等の要件：**国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問探究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

### ④ 子育てに係る経済的負担の緩和

子育て世帯が安心して子育てできるよう、子どもや乳幼児の疾病又は負傷について医療保険による給付が行われた場合に、その自己負担額の一部を助成するほか、保育所等を利用する0～2歳児の保育料の一部を助成する。

また、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の子どもに児童手当を支給する。

### ⑤ 良質な住宅の確保

県営住宅への入居に関し、新婚世帯・子育て世帯・多子世帯等への優先入居枠の設定や入居収入基準の緩和を行うとともに、三世代が世代間で支え合い助け合って住むことを推進するため、三世代が隣居・近居できる住宅を募集する三世代優先入居を実施する。

また、子育て世帯等の入居を断らない民間賃貸住宅を「セーフティネット住宅」や「ひょうごあんしん賃貸住宅」として登録するとともに、母子世帯など住宅確保要配慮者の円滑な入居と入居後の生活安定に向け、居住支援法人等の活動支援や、市町、不動産関係団体と連携するなど住宅の確保に向けた支援を実施する。

## IV 男女ともに子育てと両立できる働き方の実現

### 1 ワーク・ライフ・バランス（WLB）の推進

#### 【現状と課題】

女性正社員の末子妊娠判明当時の仕事を辞めた理由は、「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさで辞めた」が最も多くなっており<sup>17</sup>、両立支援を求める声は依然として多い。

このような中、2020年度には働き方改革関連法が完全施行される。長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現などに向けて、働き方の見直しに関する取り組みやその支援が進みつつあるが、企業における仕事と子育ての両立に資する制度の導入率は、テレワークが19.1%<sup>18</sup>、フレックスタイム制が5.6%<sup>19</sup>に過ぎない。

仕事と子育ての両立に資する短時間勤務、テレワークなどの制度構築と復職のための職場環境づくりには、①組織の意識改革、②多様な制度の構築、③取り組みの推進を担う人材育成が必要である。

#### ○ 末子妊娠判明当時の仕事を辞めた理由

家事・育児により時間を割くために辞めた	23.3%
仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさで辞めた	30.2%
妊娠・出産に伴う体調の問題で仕事を辞めた	14.0%
勤務地や転勤の問題で仕事を続けるのが難しかった	24.4%
妊娠・出産や育児を機に不利益な取り扱いを受けた	18.6%
出産や育児等に直接関係ない理由で辞めた	10.5%
その他	11.6%

#### 【取組の方向性】

多様な働き方を実現するには、①働き方・休み方改革の推進、②企業風土の改善、③労働者の意識改革、④社会全体の育児に対する意識改革などを基本に、新たな切り口で取り組みを強化する必要がある。新たな働き方を子育て世代に定着させるために、子育て世代、企業双方への普及啓発と意識醸成、企業側の多様な制度の構築と柔軟な運用に向けた取り組みを進める。

#### 【主な取組】

##### ① 両立支援のための環境整備

仕事と家庭の両立支援に向け、育児休暇制度、短時間勤務制度、フレックスタイム制度等の導入・活用促進を図るとともに、制度利用者の代替要員の確保、離職者の再雇用

<sup>17</sup> 厚生労働省 「平成30年度 仕事と育児等の両立に関する実態把握のための調査研究事業報告書」

<sup>18</sup> 総務省 「平成30年度 通信利用動向調査」

<sup>19</sup> 厚生労働省 「平成30年度 就労条件総合調査」

制度の導入や企業においてワーク・ライフ・バランスを実践するリーダーの養成等の取り組みを推進する。

## ② 多様な働き方の導入

テレワーク、在宅勤務、短時間勤務等の多様な働き方に資する勤務形態の導入・活用促進を図り、職住近接（全国転勤の廃止、勤務地限定採用）の制度の普及に向けた取り組みを推進する。

## ③ 働きやすい職場風土の醸成

男女が十分に能力を発揮しながら、出産・子育てができる職場環境の整備や企業文化の醸成に向け、管理職、男性社員の意識改革と社員間の相互理解・協力体制の構築に向けた企業の取り組みを推進する。

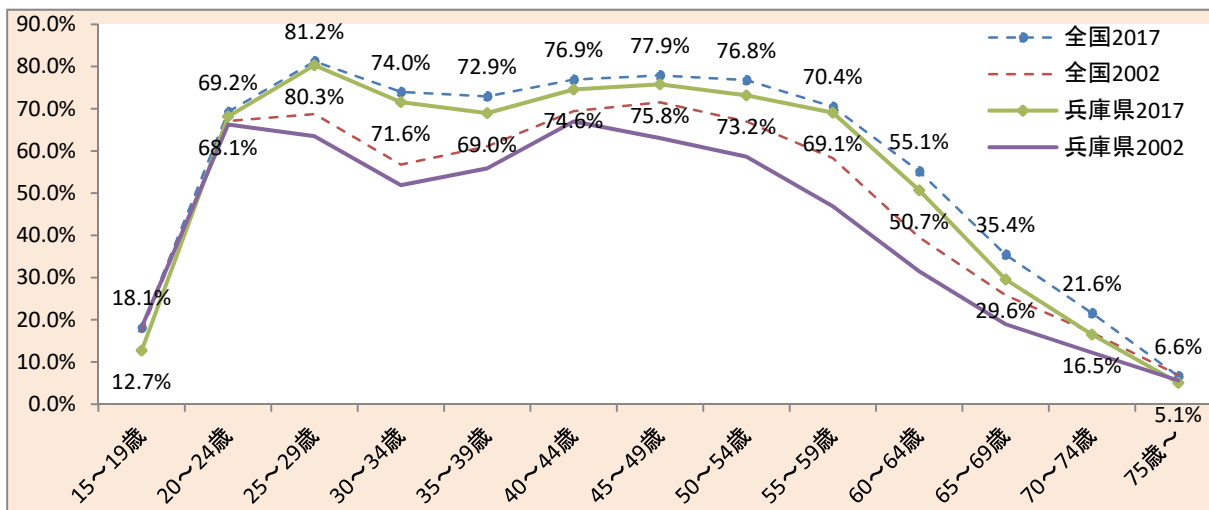
## 2 女性の能力発揮と就業機会拡大

### 【現状と課題】

2015年に成立した「女性活躍推進法」のもと、国を挙げて女性の社会進出を応援している。本県では、女性はその希望に基づき、結婚、出産しても就業継続できる、あるいは一度離職しても再就職し、十分に能力を発揮できる雇用環境を整備する取り組みを推進しており、女性有業率の上昇、女性就業者の増加につながっている。また、M字カーブも全国と同様に改善し、M字の谷が浅くなってきている。

しかし、政治・企業・社会における様々な分野において政策・方針決定過程への女性の参画がまだまだ少ないこと、男女間の収入格差が依然としてあること、女性雇用者の半数以上は非正規であり男性に比べて正規雇用率が低いこと、仕事と子育て・介護との両立の難しさなど取り組むべき課題も残っている。

○ 女性の有業率（兵庫県と全国）（総務省：就業構造基本調査）



## 【取組の方向性】

女性の活躍の推進は、地域社会や経済のさらなる発展のために欠かせないものであり、女性が職場・家庭・地域など生活の様々な場面で自らの選択に基づき、自信とやりがいをもって、その能力を発揮しながら活躍できることが肝要である。

そのため、就業機会や賃金・処遇をはじめとした労働環境の改善、長時間労働・片働き型社会を前提とした社会の意識や企業の労働慣行の見直し等を進め、女性に選ばれる地域づくりに取り組む必要がある。

## 【主な取組】

### ① 女性の採用や職域の拡大

若年女性の就職希望が多い事務系職種やサービス産業に加え、女性比率が低いものづくり産業等での雇用の場を創出するとともに、若年女性向けの情報提供・マッチング機能を強化する。このほか、県内企業における女性活躍の気運醸成・取組促進に向け、女性活躍推進センターに配置した女性活躍推進専門員が、女性の活躍のための相談・助言を行うほか、企業研修へ講師等の派遣を実施する。

また、出産・育児や介護などを理由に離職した女性の多様で柔軟な働き方を支援するため、起業や再就職に向けた個別相談やセミナー等を開催する。

### ② 女性のキャリア形成・継続支援

女性自身のキャリア形成に対する意識向上のため、女子大学生を対象にキャリアデザインの形成を支援するほか、企業の中堅女性社員を対象にキャリアを考え、ネットワークを拡げる研修を実施する等、年齢層に応じて女性の多様で柔軟な働き方を支援する。

また、妊娠・子育て等で離職した女性のキャリア支援に向け、県立男女共同参画センターを中心に、再就職、起業等に向けた個別相談から、各種セミナーの開催、ハローワーク相談窓口による職業相談・紹介までワンストップで支援する。

### ③ 能力に応じた人材登用

企業における女性活躍は、労働生産性、競争力及び社会的評価の向上、企業価値の上昇をもたらすといった好循環につながる。県では、女性活躍推進専門員による企業訪問や各種セミナーの実施等を通して、県内企業における女性人材の登用に関する気運醸成・取組促進を支援する。

### ④ 女性のU J I ターンの促進

就職等を契機として、主に首都圏に転出した女性が結婚や出産などライフプランの転機にU J I ターンが実現できるよう、カムバックひょうごセンターでの県内就業にかかる情報発信の強化を図る。

### 3 継続的な男性の家事・育児参画の促進

#### 【現状と課題】

若年男性の雇用が不安定化する中、男性側も相手の女性の所得に期待する意識が生じ、女性の労働は「結婚生活を成り立たしめるもの」として捉えられるようになり、1997年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回り<sup>20</sup>、夫婦の共働き社会化が進んでいる。

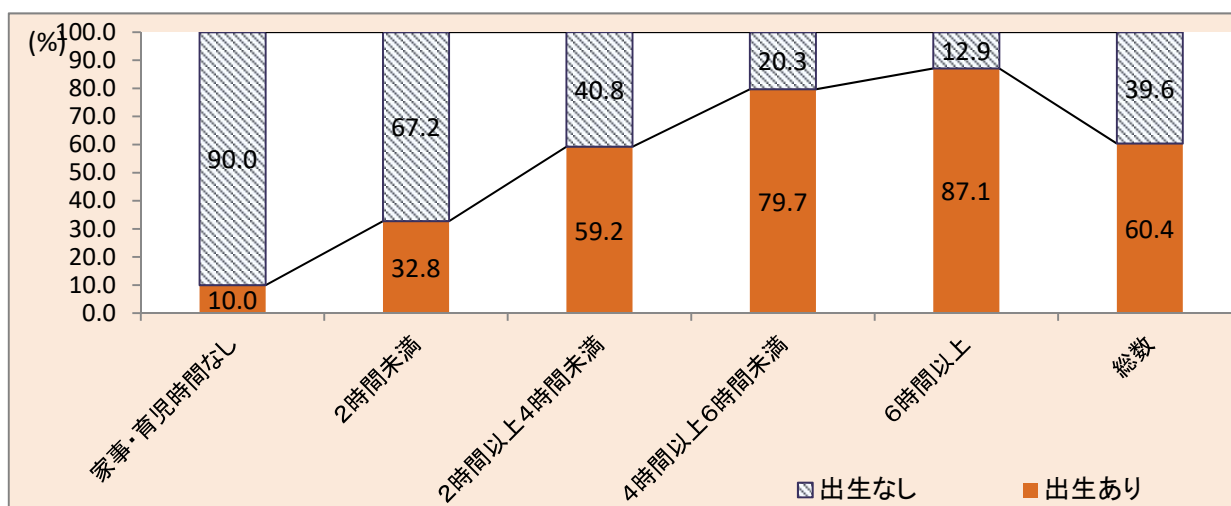
一方、夫の家事・育児参画は十分に進まず、家事・育児は2人で公平に分担するものという意識形成が社会、企業、個人で十分になされなかった。家事・育児の主担当は妻という旧態依然とした役割分担意識は転換しきれず、「孤育て」、「ワンオペ育児」という言葉が生まれるほど母親に負担がかかっている。

この結果、女性は仕事・家事・子育ての全てを求められるようになり、第2子、第3子への意欲を持ちにくくなってきていることから、これらを改善する取り組みが必要である。

#### 【取組の方向性】

夫が家事・育児に参画するほど第2子以降の出生が増えているという調査結果が出ている<sup>21</sup>ことから、社会、企業、男性の意識改革や働く環境、労働慣行の改善を進め、男性が家事・育児を当然のように担い、男女ともに仕事と子育てを両立し活躍できるよう社会全体としての働きかけを推進していく。

○ 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生状況（全国）



#### 【主な取組】

##### ① 男性の働き方の意識・行動改革

長時間労働などにより、男性の家事・育児への参画が少ないことが少子化の原因の一つであり、従来の働き方・暮らし方に関する意識変革が必要不可欠である。

<sup>20</sup> 総務省 「労働力調査、労働力調査特別調査」

<sup>21</sup> 厚生労働省 「第14回21世紀成年者縦断調査」

このため、従来型の働き方の是正に加え、子育てに参画することへの理解と啓発を目的とした研修等を実施し、男性が家事・育児等を行う意義の理解促進・意識向上を図る。

## ② 男性の育児休業取得促進

育児休業の取得時期・期間や取得しづらい職場の雰囲気改善に向けて、企業・事業所等と協働し、父親が子育てに参画する事の必要性や、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の整備等に係る支援を実施。そして、育休を希望する男性が躊躇すること無く取得できるような職場意識の醸成を支援する。

## ③ 男性の家事・育児参画支援

男女が協力して家事・育児を行い、男女が共同して社会に参画することの重要性や家庭の大切さについて意識形成を図るため、子育て中の夫婦等を対象にセミナーを開催する等、男性が家事・育児に積極的に参画したいと思える契機となるような支援を実施する。

## V 子どもと子育てに温かい地域社会づくり

### 1 放課後等の居場所づくり

#### 【現状と課題】

女性の社会進出が進み、小学生が放課後に安全・安心に過ごせる居場所である放課後児童クラブへのニーズが増大していることから、その整備を推進し、2019年5月1日時点でクラブ数は1,427、利用者数は53,685人となった。しかし、未だ954人の待機児童が発生しており「小1の壁」の打破に向けて、受け皿の確保、質の向上等さらなる取り組みが必要である。

また、子どもが、放課後に多様な体験や活動ができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的又は連携した取り組みを一層推進し、子どもの自主性、社会性等のさらなる向上を図る必要がある

#### 【取組の方向性】

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき「小1の壁」を解消するとともに、次代を担う人材を育成するため、2021年度末までに待機児童解消を目指して受け皿を整備するとともに、放課後児童支援員の養成や質の向上に取り組む。

また、全ての小学校区で放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施することを目指し、計画的な整備・運営を推進する。

#### ○新・放課後子ども総合プランの全体像（厚生労働省資料）

##### 「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

#### 【主な取組】

##### ① 放課後児童クラブの整備による受け皿拡大

女性の社会進出に伴う放課後児童クラブのニーズ増加に対応した受け皿を確保するため、小学校の余裕教室だけでなく、施設の新設や民間施設も活用し、放課後児童クラブの量の拡大を図る市町を支援する。

##### ② 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携促進

放課後等（土曜日、夏休み等長期休暇を含む）に子どもが安心して活動できる場を確保するため、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的または連携した取り組みの推進を図る。



### ③ 放課後等の居場所づくりを担う人材確保

放課後児童クラブの受け皿拡大に対応した人材確保を計画的に実施するとともに、放課後児童クラブが、子どもの主体性を尊重し健全な育成を図る役割を担っていけるよう、また、特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごせる場となるよう放課後児童支援員認定研修や放課後児童支援員の資質の向上研修等に取り組む。

## 2 地域で支える子育て支援の実施

### 【現状と課題】

故郷から離れた地域で結婚・子育てをしているいわゆる「アウェイ育児」家庭や、一人で生計の維持と家事・育児を担う「ひとり親家庭」等が増加しているが、地域社会における人間関係の希薄化が進んだことで、身近に心理的・身体的に頼れる者が少なく、育児の負担が極度に高くなり、産後うつ等のリスクも高くなっている。

子育ては一人で抱え込むものではなく、シニア、企業、地域コミュニティなど多様な主体の助けがあって初めてうまくいくという共通理解をもち、そのような風土を醸成し、地域における親子の居場所をつくっていくことが重要である。

### 【取組の方向性】

活力・意欲のあるシニア層などが子育ての支え手となるなど、子育て支援の裾野を広げていく。また、自治体のみならず企業、地域コミュニティ、様々な団体に属する人、一人一人がそれぞれの立場で、温かいまなざしで子育てを応援していく姿勢を持ち、官民挙げて子育てにやさしい社会を目指す機運の醸成に取り組む。

### 【主な取組】

#### ① 親子の居場所づくり支援

子育て中の親子が気軽に集い、子育ての悩みなどの情報交換や相談ができる場を提供するため、保育所、児童館等で開設している「まちの子育てひろば」や「地域子育て支援拠点」を支援し、地域における子育て親子の交流等の促進、子育ての不安感の緩和に繋がるよう地域の子育て支援機能の充実を図る。

#### ② シニアなど多様な担い手による地域の子育て支援の充実

地域における擬似的な多世代家族の育成を目指す「地域祖父母モデル事業」、シニア世代と子育て家庭が地域の伝統行事等を通じて交流と学びを深める「ふるさと伝承事業」など地域ぐるみの子育て支援事業に取り組み、シニア層がその経験や知識を活かし、子育て世代の支え手として活躍できるよう支援する。

また、老人クラブにおける子どもとの体験交流活動や子育て相談活動を支援し、シニア層が子育てに積極的に関わることができる環境づくりを推進する。

### ③ 企業、NPO、地域コミュニティ等との協働による子育て支援の推進

企業等による特色を生かした子育て支援を推進するため、県と子育て応援協定を締結した企業等の活動を支援するほか、商店街の空き店舗を活用した子育て活動を支援するなど、企業等が少子化対策等に積極的になるような取り組みを推進する。

また、NPO 法人が地縁団体等と連携し、地域や地域住民が抱える子育ての悩み等の相談・支援を行うような地域づくり活動についても支援を実施する。

## 3 地域における子育てや家族のきずなを深める機運の醸成

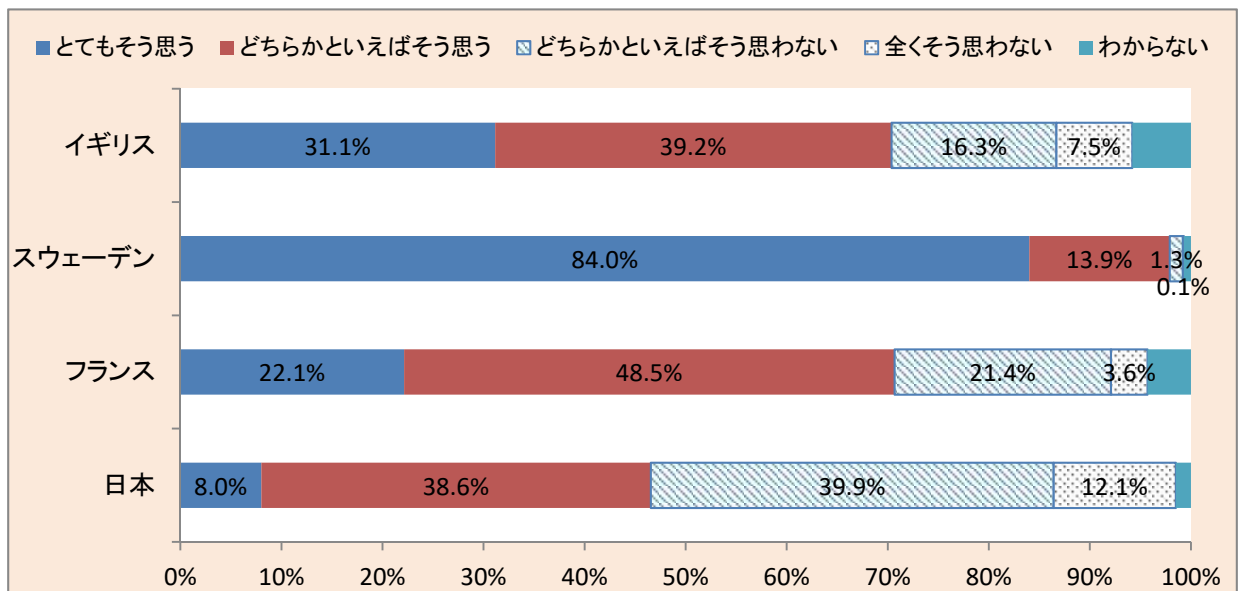
### 【現状と課題】

内閣府の調査<sup>22</sup>では「日本が子どもを生み育てやすい国だと思うか」という質問に対して「そう思わない」との回答が半数を上回り、日本は子育てに厳しい国と認識されている。

実際、保育所建設に係る近隣住民による反対運動がおき、ベビーカーを押す母親は電車に乗るのをためらうなど、子育て家庭は、常に子どもが迷惑をかけないか心配しなければならず、社会には「子育ては自己責任であり他人事」という空気が一部にある。

子育てにおいてこの空気は非常に重要な要素であり、子育ての価値を家族や社会全体で認めながら、若い世代が妊娠・出産、子育てに対して前向きに考えられるような機運を創らなければならない。

#### ○ 子どもを生み育てやすい国かどうか（内閣府）



<sup>22</sup> 内閣府 「平成 27 年度少子化社会に関する国際意識調査報告書」

## 【取組の方向性】

安心して楽しく子育てをする上で、妊娠中の方や子ども連れで外出する際に生じる様々な支障を取り除き、子どもは社会で見守り、温かい眼差しを持って接するという機運の醸成が重要である。このため、周囲が親子連れに気軽に声をかけ、手を差し伸べる子育てに寛容性をもった社会を実現していく必要がある。

また、家族の果たす役割やきずなを深めることの大切さについて普及啓発を行っていく。

## 【主な取組】

### ① 結婚、妊娠、子ども・子育てに寛容な社会風土の醸成

安心して妊娠・出産、子育てをする上で、妊娠中の方や子ども連れの方が、外出しやすいバリアフリー環境を整備するほか、マタニティマーク、ベビーカーマーク、ヘルプマークやゆずりあい駐車場の普及・浸透などを通して、社会全体で子育て世帯をやさしく包み込み、応援していく機運を醸成する。

### ② 子育て世帯へ配慮した取組を実施する地域・企業・団体への支援

子育てと仕事の両立、子育て家庭への支援等の先導的な取り組みや地域性を活かした活動を実施している企業、団体等を顕彰し、これらの取り組みを盛り上げていく。

また、子育て世帯を社会全体で応援するため、店舗等が子育て世帯を対象に料金の割引、各種サービス等を行う「ひょうご子育て応援の店」を展開する。

### ③ 家族の果たす役割やきずなを深める取組の支援

県民一人ひとりが家族・家庭の大切さを考え、きずなを深めるとともに、地域で家庭を支える「ひょうご家庭応援県民運動」の展開支援や、誕生日や記念日等それぞれの家族にとってふさわしい日を家族の日として定めることを提案する「家族の日」運動など、地域全体で家庭を応援する取り組みの普及啓発を推進する。

## 4 安全・安心な子育て環境の整備

### 【現状と課題】

2019年5月、滋賀県大津市の交差点で散歩中の保育園児に車が突っ込み、児童が死傷した事故、また、同月神奈川県川崎市ではスクールバスを待っていた小学児童が殺傷される事件が相次いで発生し、園外保育時や登下校時等の安全確保の難しさが改めて浮き彫りとなった。

このように、大人の目が行き届かない場所や公道など一般に開かれた場所における安全対策の間隙を埋めるべく、安全な歩行空間の整備、見守り活動の強化等、地域や学校、警察等が連携・体制強化することによりさらなる対策を講じることが必要である。

## 【取組の方向性】

子どもや子育て世帯にとってより安全・安心な暮らしを実現するため、地域社会全体における、多くの目による見守り活動の実施・継続・強化を支援するとともに、学校や警察、地域の見守りボランティア等による連携システムの構築や防犯情報の共有体制整備などを推進していく。

また、安心して子育てができるよう、安全性を備え、子どもを犯罪から守る基盤の整備を推進することにより、子どもや子育て家庭にとって住みよい生活環境の確保を図っていく。

## 【主な取組】

### ① 地域での見守り活動の推進

地域の防犯情報の提供や先進事例の紹介等、地域での子どもの見守り活動に役立つ情報をまちづくり防犯グループ等に提供するとともに、効果的な見守り方法等について学ぶ講座を開催し、子どもの安全・安心確保のリーダーを養成する。

また、地域ぐるみの子育て支援活動を推進するため、県連合婦人会等の地域女性団体等を中心に、登下校時の見守り、声かけなどを行うとともに、子どもが発するSOSサインをキャッチし迅速に関係機関につなぐ活動を支援する。

### ② 子どもの交通安全の確保

通学路の危険箇所を取り上げた具体的な交通安全教育を、心身の発達に応じ、段階的かつ体系的に推進していくほか、「スケアード・ストレイト方式自転車交通安全教室」や各地区の交通安全協会と連携した交通安全教室を開催するなど、きめ細かな啓発活動に取り組む。

また、ゾーン 30 をはじめとする交通規制の実施、道路標識・道路標示の高輝度化、信号交差点の歩車分離化等の施策を推進するとともに、関係機関と連携した見守り活動や、メールを活用した「ひょうご児童等交通安全ネットワーク」による注意喚起を実施する。

### ③ 安心して外出できる基盤の整備

子どもの安全を確保するため、「キッズ・ゾーン」の設定、道路改良や交差点改良、歩道整備や路肩のカラー舗装、防護柵や注意喚起看板の設置などの交通安全対策や、波打ち歩道の解消等による歩道のバリアフリー化などを推進する。

また、「子どもを守る110番の家・店・車」の体制強化を図るとともに、防犯グループ等の地域団体や事業者等による子どもの見守り活動を市町と連携して支援する。

## VI 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援

### 1 児童虐待防止対策の充実

#### 【現状と課題】

国は、度重なる児童虐待死事件を受けて、児童相談所の体制強化や関係機関との連携強化等の措置を講じ、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童福祉法等の一部を改正する法律を2019年6月26日に公布した。

県では、これまでも子どもの安全確保を最優先に、こども家庭センターの休日・夜間を含めた24時間の相談体制の確保や虐待事案の緊急度・危険度に関する確実なアセスメント、関係機関との連携強化に努めてきた。しかしながら、近年、児童虐待相談は増加し、それに比例して一時保護件数も急増しており、専門職員の人材確保や資質の向上、一時保護所の受入強化等、こども家庭センターの体制強化が急務となっている。

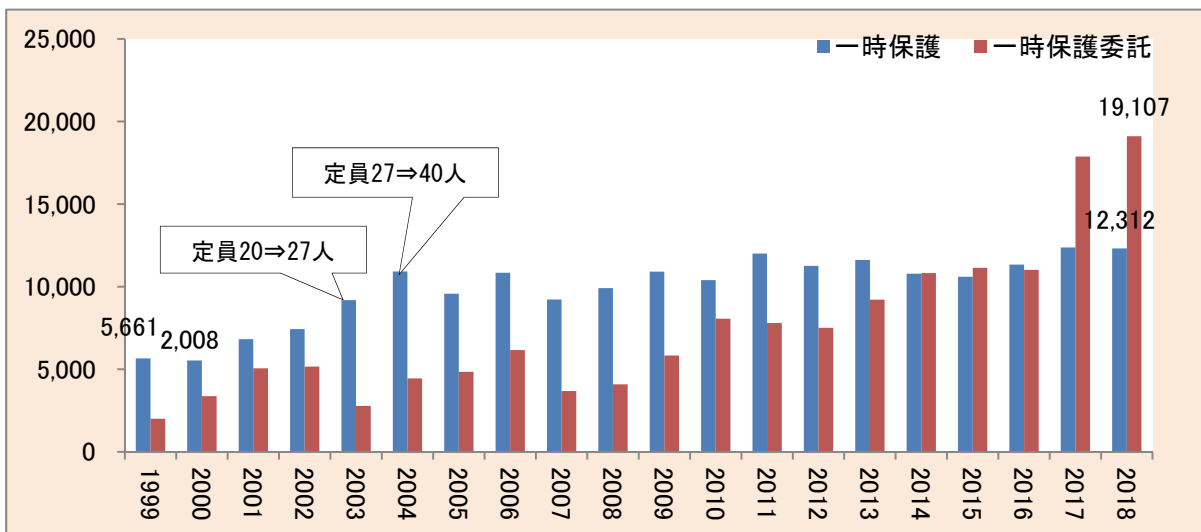
また、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点」を2022年度までに全市町に設置することが示され、今後は本プランに基づく対応が必要である。

#### ○ 児童虐待相談の受付状況（実件数）

区 分	2014	2015	2016	2017	2018	2018/2017※
こども家庭センター	2,657	3,281	4,104	5,221	6,714	128.6%
一時保護件数	489	446	589	694	873	125.8%
市 町	3,780	4,011	4,557	6,507	8,045	123.6%
合 計	6,437	7,292	8,661	11,728	14,759	125.8%

※神戸市こども家庭センターを含む

#### ○ 県こども家庭センター 一時保護の年度別延件数



○ 要保護児童対策地域協議会の開催等状況

受付区分	2014	2015	2016	2017	2018
代表者会議	39 市町 (42 回)	39 市町 (41 回)	40 市町 (41 回)	40 市町 (41 回)	41 市町 (43 回)
実務者会議	36 市町 (192 回)	39 市町 (229 回)	40 市町 (228 回)	41 市町 (248 回)	41 市町 (247 回)
個別ケース検討会議	41 市町 (1,413 回)	41 市町 (1,602 回)	41 市町 (1,704 回)	41 市町 (1,793 回)	41 市町 (1,851 回)

※ 上段実施市町数、下段開催合計数

**【取組の方向性】**

児童福祉法の改正や国が示す児童虐待防止対策等に沿って、こども家庭センターの機動力や専門性強化に努め、適切なアセスメントや虐待リスクの評価を行うため、児童福祉司等の専門職員の人材確保や資質向上を図る。

また、研修の実施などにより市町や関係機関職員の資質向上、体制強化を支援するとともに、要保護児童対策地域協議会において、関係機関の有する情報の集約・共有化と援助方針の一致を図りながら、それぞれの役割に応じたケース対応ができるように支援する。

さらに、児童虐待の発生予防の観点から要支援児童や特定妊婦のいる家庭についても継続的な状況把握や支援を行う必要があるため、妊娠や出産、子育てに悩む保護者が適切に相談・支援機関につながるような体制の整備を図る。

**【主な取組】**

① こども家庭センターの機動力・専門性の充実強化

児童福祉法の改正等を踏まえ、児童福祉司等専門職員の増員や専門性向上・関係機関との連携強化のための研修を行うほか、北播磨・阪神地域におけるこども家庭センターの新設や一時保護所の受入強化に向けた準備・検討を実施する。

また、司法的介入等を要する対応困難なケースについては、こども家庭センターが委嘱する弁護士、医師、学識経験者等の専門アドバイザーの助言指導を得るとともに、施設退所や一時保護の解除にあたっては、各こども家庭センターに設置する第三者機関の意見を聴取し、適切な援助を実施する。

② 市町や関係機関との役割分担及び連携の推進

市町職員等に対して児童福祉司任用資格取得講習や要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修等を実施し、専門性を有する職員を養成するとともに、市町の体制強化を図るため、子ども家庭総合支援拠点の整備等への支援を行う。

また、警察、医師会等と連携し研修を実施するとともに、警察との情報共有を徹底するほか、児童虐待防止医療ネットワークを構築し医療機関での児童虐待対応の専門性向上を目指す。

### ③ 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

乳児院において開設している窓口において、出産、妊娠、養育に悩む妊産婦等の相談に応じるとともに、母子が宿泊、通所しながら乳幼児の養育スキルを獲得する家事や育児等のトレーニングを行う。

また、「乳児家庭全戸訪問」、「養育支援訪問」により、産後うつを予防を図るだけでなく、子どもの養育環境等を早期に把握し、育児相談・助言を行うなど、養育上支援の必要な親子に対し、早い段階で適切な支援を実施する。このほか、思いがけない妊娠などにより、妊娠に悩む人が気軽に専門職員に相談ができるよう、電話・メールによる相談業務を実施する。

## 2 社会的養育体制の充実

### 【現状と課題】

2016年、児童福祉法が抜本的に改正され、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されたことを受け、2017年8月、国の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。

各都道府県でこれまで行われてきた取り組みについては全面的に見直し、改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取り組みを通じて、家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。

#### ○ 新しい社会的養育ビジョンの概要（厚生労働省）

##### 1. 新しい社会的養育ビジョンの意義

- ・ 平成28年児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することを明確にした。
- ・ この改正法の理念を具体化するため、「新しい社会的養育ビジョン」を示す。
- ・ 改革項目のすべてが緊密に繋がっているものであり、一体的かつ全体として改革を進めることが必要。

##### 2. 新しい社会的養育ビジョンの骨格

- ・ 地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められており、子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮してすべての子ども家庭を支援するため、身近な市区町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図る。（例：自立支援や妊産婦への施策（産前産後母子ホーム等）の充実等）
- ・ 虐待の危険が高いなどで集中的な在宅支援が必要な家庭には、児童相談所の在宅指導措置下において、市区町村が委託を受けて集中的に支援を行うなど在宅での社会的養育としての支援を構築し、親子入所機能創設などのメニューも充実させて分離しないケアの充実を図る。他方、親子分離が必要な場合の代替養育について、ケアニーズに応じた措置費・委託費を定める。
- ・ 代替養育は家庭での養育を原則とし、高度に専門的な治療的ケアが一時的に必要な場合には、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供し、短期の入所を原則とする。
- ・ 里親の増加やその質の高い養育を実現するため、児童相談所が行う里親制度に関する包括的業務（フォスタリング業務）を強化するとともに、民間団体も担えるようフォスタリング機関事業の創設を行う。
- ・ 代替養育に関し、家庭復帰やそれが不適当な場合には養子縁組を選択するなど、永続的解決を目指したソーシャルワークが児童相談所で行われるよう徹底する。

1

## 【取組の方向性】

児童福祉法の改正を受け、県では、2017年3月に策定した「兵庫県家庭的養護推進計画(計画期間15年(2017~2031年度))」を「兵庫県社会的養育推進計画」として2019年度に策定し、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援など網羅的な対策を講じ、子どもの権利や子どもの最善の利益の実現に向けて取り組む。

## 【主な取組】

### ① 里親委託等の推進

里親のリクルート、里親に対する養育力及び社会的養育の理解に関するアセスメント・研修、里親委託中の里親支援、委託解除後の支援等の各場面で、フォスタリング業務関係機関(こども家庭センター・児童家庭支援センター・里親支援専門相談員・兵庫県里親会連合会・公益社団法人家庭養護促進協会)ごとの役割を明確化し、連携を強化して支援の充実を図る。

### ② 施設の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進

社会的養護を必要とする子どもの生活の場を確保することを前提として、各施設の計画に基づく小規模化、地域分散化を推進する。あわせて、被虐待児や発達障害児の特性を理解し、施設として適切な支援を行うことができるよう調整する専門職員の配置を進めるなど、乳児院及び児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換を図る。

### ③ 一時保護改革、こども家庭センターの強化等

児童相談所の体制強化等を図るため、児童福祉司等の専門職員の増員や専門性向上・関係機関との連携強化に向けた研修を行うほか、北播磨・阪神地域におけるこども家庭センターの新設に向けた準備・検討を行う。

また、一時保護所の受入強化を図るため、一時保護所の定員数や環境整備・機能等についての検討を進める。

### ④ 自立支援の充実

代替養育のもとで育った子どもたちが、措置終了後に直面する、経済的な問題、対人関係等の様々な問題に対する支援として、社会的養護自立支援事業や、自立支援資金貸付事業、身元保証人確保対策事業等を実施する。

また、応援プロジェクト事業として、就業支援、大学等への進学を支援する入学一時金の一部を助成するなど、自立支援を推進していく。

### ⑤ 市町の子ども家庭支援体制の構築等

市町の相談体制等の充実を図るため、市町職員等に対して児童福祉司任用資格取得講習や要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修等を実施し、専門性を有する職員を養



成する。

また、市町の体制強化を図るため、子ども家庭総合支援拠点の整備等への支援を行う。

### 3 配偶者等からの暴力（DV）防止対策

#### 【現状と課題】

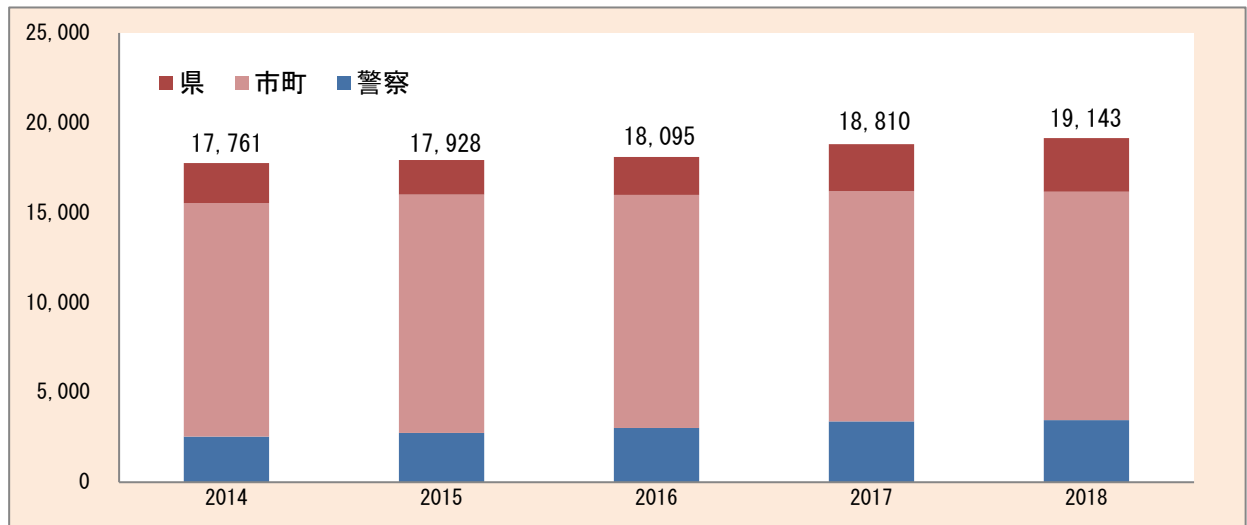
配偶者等からの暴力（DV）は、被害者の生命や身体等に危害を及ぼすだけでなく、目撃した子どもの心身の成長と人格の形成にも影響を与える行為である。

県下のDV相談件数は2018年度には19,143件<sup>23</sup>と過去最高となり、緊急時に被害者を一時保護した件数は115件となった。DVを防止するとともに、被害者の自立支援を視野に入れた適切な支援が必要である。

県では、広報誌や講演会等によりDV防止の啓発に取り組むとともに、配偶者暴力相談支援センターである女性家庭センターで相談・一時保護等の支援を行っている。

また、身近な支援の窓口として、県内16市町に配偶者暴力相談支援センターが設置されている。特に、児童虐待を伴うDV対策として県女性家庭センターと子ども家庭センターの連携を強化する。

○ DV相談件数（兵庫県調べ）



#### 【取組の方向性】

DV対策は、防止から通報・相談への対応、保護、自立支援等の各段階において、多様な関係機関等による切れ目のない支援を必要とすることから、関係機関で構成する「ひょうごDV防止ネットワーク会議」との連携の下、2019年4月に改定した「兵庫県DV防止・被害者保護計画」に基づき、総合的な対策を推進する。

<sup>23</sup> 兵庫県 「ひょうごの児童相談」

**【主な取組】****① DV防止に向けた啓発・教育の推進**

インターネットや SNS を含め、各種広報媒体を活用した広報の充実、地域や職域等におけるDV防止出前講座を実施するほか、デートDV相談の充実など、デートDV防止に向けた取り組みも推進する。

**② 相談・一時保護機能、自立支援の充実**

県女性家庭センターによる市町DV相談窓口への支援や、市町相談員との連携等によるDV被害者の一時保護を適切に行う。あわせて、DV被害者支援を行う民間支援団体の活動への助成等を実施する。

**③ 関係機関との連携強化等**

市町における相談窓口である、配偶者暴力相談支援センターや関係機関で構成する、DV対策連携会議の設置を促進するとともに、県女性家庭センターに「DV相談アドバイザー」を配置し、市町支援体制の強化を図る。

**4 ひとり親家庭等の自立促進****【現状と課題】**

2018年度に実施した「兵庫県ひとり親家庭実態調査」によると、特に母子世帯の就労状況では、パートなどの非正規雇用が4割以上、年間収入も250万円未満が約56%と半数以上が低い水準にとどまっている。

子育てと生計維持という二重の役割を一人で担うひとり親家庭の親は、精神的、経済的に負担が大きい現状にあり、子育てをしながらも安定した就業をし、経済的に自立できることは、親のみならず、将来を担う子ども達の健全な成長にとっても大切なことである。このため、ひとり親家庭の充実した就労支援と精神的安定を支える体制づくりが必要である。

**【取組の方向性】**

県内各市町、関係機関と連携し、ひとり親家庭の安定した就労支援を中心に、経済的な自立を継続的に支えることができる環境整備を進める。

また、社会のつながりが希薄化する中、孤立しやすいひとり親家庭に対し必要な支援や情報が届くよう体制づくりを強化する。

**【主な取組】****① 子育て・生活支援**

子育ての悩みなどを相談し、定期的に各種支援策等の情報交換ができる場を設け、家

庭生活の安定を図る。

また、保育所の優先入所や子育て短期支援事業、日常生活支援事業等の充実、まちの子育てひろばへの支援や放課後児童クラブの優先的利用の促進、子ども食堂の推進など関係機関とも連携し、子どもが安心して過ごせる居場所の確保に努める。

加えて、子どもの養育が十分にできない場合などは、母子生活支援施設や児童相談所と連携し、支援できる体制づくりを進める。このほか、貧困の連鎖を防止する観点からも、ひとり親家庭の子どもを対象とした基本的な生活習慣の習得支援や学習習慣の定着等を図る支援を拡充する。

## ② 就業支援

ひとり親が安定した収入を得て、自立した生活を送ることができるように、看護師や保育士等の資格取得による有利な就職を促進する。

また、ひとり親家庭のそれぞれの状況やニーズに応じた自立支援を行う「母子・父子自立支援プログラム策定事業」では、ハローワーク等の連携による就職支援や資格取得のための助言のほか、就職後のアフターフォローなど切れ目のない支援を行う。

## ③ 養育費確保支援

2018年度の「兵庫県ひとり親家庭実態調査」では、養育費の「取り決めをしていない」母子世帯が全体で約5割、父子世帯で7割以上を占めている。養育費を受け取るとは子どもの権利であり、離婚をしたとしても両親の義務であることなどを踏まえ、その受給率の向上に向け、取り組みを進める。

法的措置を要する対応困難事例については、弁護士による無料相談によりサポートするほか、母子・父子自立支援員による相談支援体制を強化する。

## ④ 経済的支援

児童手当をはじめ、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金、また、安定した就労に向けた資格取得を経済的に支援する各種給付金の制度を広く周知するとともに、必要とするひとり親家庭に適切に周知し、支給を行う。

## ⑤ その他の支援

ひとり親家庭が抱える様々な悩みや問題に対応し、多様な観点から支援ができるよう母子・父子自立支援員の資質向上に努めるとともに、母子・父子自立支援員の相談支援活動を支える体制の充実を進める。

また、幅広い年齢層に利用されている SNS を活用し、手軽に情報収集や相談ができる仕組みづくりを進めるほか、平日に加え土曜日等の相談日を新たに設定するなど相談窓口の充実を図るとともに、兵庫県婦人共励会については、ひとり親家庭のニーズに合った活動が展開できるよう機能強化を支援する。

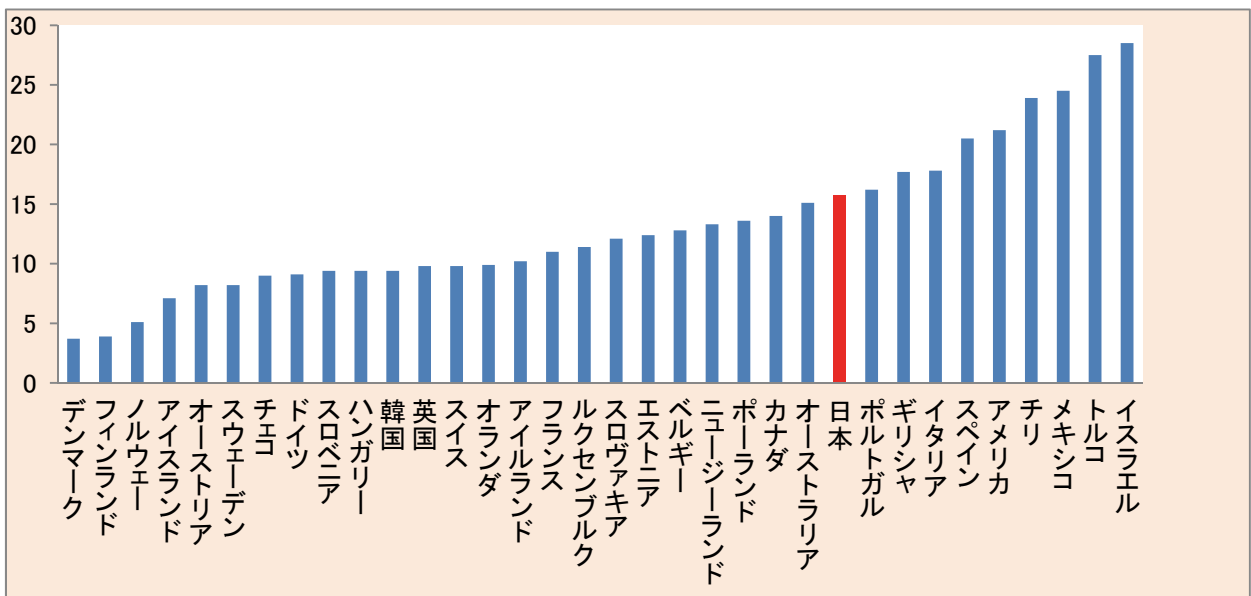
## 5 子どもの貧困対策

### 【現状と課題】

我が国の子どもの貧困状況は先進国の中でも厳しく（子どもの貧困率 13.9%<sup>24</sup>、2010年 OECD 加盟 34 カ国中 25 位（下図参照）、また、生活保護世帯の子どもの高等学校等への進学率（94.4%<sup>25</sup>）も全体（99.0%<sup>26</sup>）と比較して低い水準である。

子どもの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右される場合が少なくないことから、子どもの将来をより一層輝かしいものとするためには、子どもの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などと合わせて、子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要である。

○ 子どもの貧困率（OECD（2014年）データ ※日本の数値は2009年15.7%）



### 【取組の方向性】

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（2019年6月改正）及び「子供の貧困対策に関する大綱」（2019年11月閣議決定）を踏まえ、子どもの貧困対策に取り組む。

子どもの貧困対策の総合的な推進には、市町や、福祉分野、教育分野、労働分野等の多様な関係者の連携・協働が重要であり、学習支援、生活支援など各分野で横断的に施策を推進する。

また、地域での人と人のつながりの希薄化、地域社会の脆弱化が進行する中で、支援の必要な者が地域社会で孤立しないよう、地域の民生委員・児童委員、NPO、社会福祉法人、民間企業等と行政が協働した地域支援ネットワークづくりを推進し、生活困窮者支援

<sup>24</sup> 厚生労働省 「2016年国民生活基礎調査」

<sup>25</sup> 厚生労働省 「社会・援護局保護課調べ（2019年4月1日時点）」

<sup>26</sup> 文部科学省 「2019年度学校基本調査」を基に算出

を通じて、共に支え合う地域社会を構築していく。

## 【主な取組】

### ① 教育の支援

児童生徒の家庭環境を踏まえた学校での指導体制の充実とともに、スクールソーシャルワーカー等が中核となって、福祉・保健部門と教育委員会・学校等との連携を強化するなど、学校を地域に開かれたプラットフォームとするとともに、学校支援地域本部や土曜日の教育支援活動など、地域による学習支援を充実する。

また、高校中退の決断をする以前からの学習・生活面での支援をしっかりと行うとともに、高校中退後の学習相談及び学習支援等による継続的なサポートを可能にするよう努める。子どもの選択肢を増やす高等教育の修学支援新制度についても、確実な実施に向けて国に働きかける。

さらに、生活困窮世帯やひとり親家庭、就学援助世帯、児童養護施設等に暮らす子どもを対象とした包括的な学習支援を推進する。

### ② 教育費負担軽減のための支援

就学の経済的負担を軽減するため、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、私立学校等の生徒に対する入学資金貸付を実施するとともに、高校中退者が高等学校等へ再入学する際の高等学校等就学支援金相当額の支援や、特別支援教育就学奨励費等を通じた障害のある児童生徒等への支援を行う。

加えて、兵庫県立大学における授業料等の全部又は一部の免除等を実施するほか、生活困窮者の子どもが大学等に進学できる環境整備を進める。

### ③ 生活の安定に資するための支援

生活困窮者自立支援法に基づく包括的な支援のほか、児童福祉等関係者、NPO 等関係機関が連携した地域ネットワークを構築して生活を支援する。

親の妊娠・出産期から相談に乗り、保護者を生活や就労等の各種の支援へつなげるとともに、妊婦健診等を通じ、困難や悩みを抱える女性の早期の把握に努める。

また、子ども食堂など、様々な事情を抱える子どもたちが安心して過ごせる居場所を安定的に作っていく。児童養護施設を退所した子ども達が退学や離職をした場合の相談体制等の整備も行う。

### ④ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援、生活保護受給者への就労活動促進費、就労自立給付金の支給など保護者の就労支援を推進する。

また、単に職を得るにとどまらず、所得の増大に資するとともに、仕事と両立して安心して子どもを育てられる適切な労働環境の確保に努める。さらに、家計の安定のため、単発の就労支援だけではなく、様々な支援を組み合わせる。

ひとり親に対しては、職業生活の安定と向上を図る就労支援を行うとともに、低所得で生活が困難な状態にあるふたり親世帯についても、ひとり親家庭と同様に就労支援を実施する。

### ⑤ 経済的支援

就学援助や給付型奨学金、生活保護世帯の子どもへの高校等の入学料等支給など経済面での支援を行うほか、ひとり親家庭については、養育費の確保のための相談支援を行う。また、金銭面だけでなく、様々な支援を組み合わせることで効果を高める。

## 6 ひきこもり支援

### 【現状と課題】

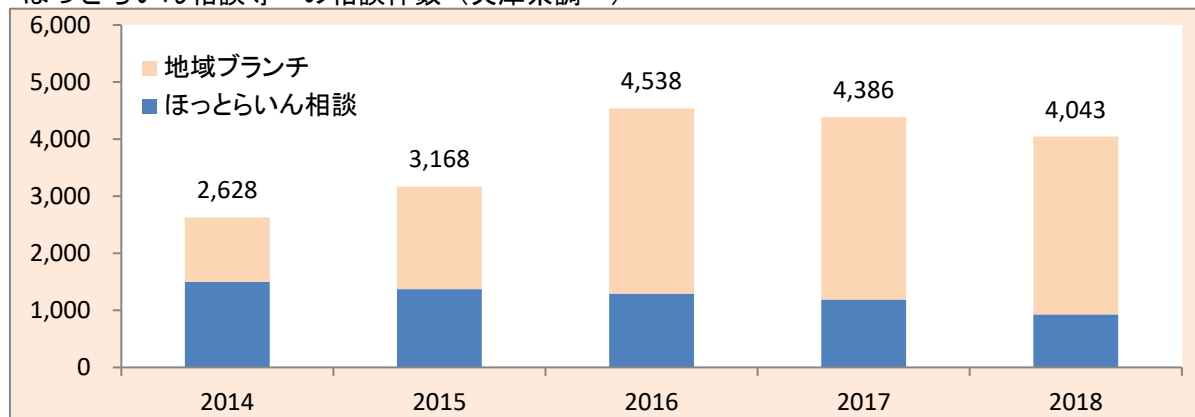
近年、重大な社会問題として取り上げられることの多い「ひきこもり」は、心理的要因、社会的要因などが様々に絡み合って発生する現象であり、長期化・高齢化により社会参加の場が長期間失われることによって生じる本人や社会への悪影響が懸念されている。背景的要因の多様性から、相談支援、居場所支援、社会的自立支援、就労支援等、多角的な支援体制・内容の整備が重要であり、本人のみならず、家族に対する第三者のきめ細かな支援が求められている。

### 【取組の方向性】

特に、子ども・若者のひきこもりについては、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取り組みが求められることから、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関で構成されるひょうごユースケアネット推進会議（子ども・若者支援地域協議会）のネットワークを生かした「青少年ひきこもり相談支援センター」による電話相談等を通じて早期の対応および効果的な支援の充実を図っていく。

精神疾患等を抱える青少年については、精神保健福祉センターに設置した「ひきこもり総合支援センター」において医療・福祉面からの支援を行う。

○ ほっとらいん相談等への相談件数（兵庫県調べ）



## 【主な取組】

### ① ネットワークを通じた支援

不登校やひきこもりの青少年を早期に効果的な支援へつなげるため、全県を対象とする電話相談「ほっとらいん相談」により、助言や専門機関への紹介を行うとともに、県内5ヶ所に設けた地域ランチ（NPO法人等に委託）において、電話相談のほか、面接相談や訪問支援を行う。

### ② 自立に向けた支援

2019年度にひきこもり総合支援センターを新設し、医療・福祉両面からの相談介入支援から就労援助へのつなぎまでを一体的に行うほか、ひきこもりの実態調査を実施し、その背景・原因等を把握し、必要な支援方策等を検討する。

また、ひきこもり当事者が社会とつながる第一歩としていつでも来所して安心して過ごすことができる居場所づくりを進める。

## 7 障害児支援施策の充実

### 【現状と課題】

特別な支援が必要な子ども達が、将来を見通し、持てる力を高め、日常生活や学習における困難を改善・克服するため一人一人の多様な教育的ニーズを把握し、生活面から教育面にわたるまできめ細かく適切な支援を行う必要がある。

また、医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが日常的に必要な子どもが増加している。医療的ケア児がそれぞれの地域で適切な支援を受けられ、安心して生活が継続できるよう、必要となる医療や福祉関連サービスを調整する相談・支援体制の構築・人材の育成が求められている。

### 【取組の方向性】

特別な支援が必要な子ども一人一人の特性や発達の段階等に応じて能力や可能性を最大限に伸ばし、その子が自立して社会参加するために必要な力を育成していく。

そのために、保育施設や学校等で子どもが合理的な配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられる体制の充実を図り、医療・保健・福祉・教育・労働等に関する関係機関が連携し、子どものライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を提供していく。

## 【主な取組】

### ① 特別支援教育の推進

すべての学校園や学級に、発達障害等を含む障害のある幼児児童生徒が在籍する可能

性があることを前提として、地域の実情や学校園・幼児児童生徒の状況に対応した教育環境整備を進める。

また、一人一人の子どもの特性や発達段階等に応じて能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を育成することが重要であることから、連続性のある多様な学びの充実と、一貫性のある支援体制の構築に取り組む。

## ② 障害児支援のための基盤整備

重症心身障害児・障害者で、本県（政令市・児童相談所設置市を除く）に住所を有し、重症心身障害児・者施設に入所している者に対して、適切な治療と保護が受けられるよう療育等に要する経費を支援する。

また、障害のある方が安心して暮らすことのできるよう、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳未満の者に障害児福祉手当を支給する。

### ○ 障害児通所支援事業所数（政令市・中核市含む）

区分	2012 年 3 月末	2019 年 4 月 1 日
開設市町	23 市町	38 市町
通所支援事業所数	117 事業所	1,103 事業所

### ○ 重症心身障害児・者施設への運営費の助成

区分	2012 年度	2019 年度
対象施設数	7 施設	8 施設

## ③ 発達障害児支援体制の整備

家庭や、保育所・学校等における発達障害児への理解を深め、早期発見・早期支援につなげるとともに、発達障害の早期診断、早期療育体制の充実を図るため、県立こども発達支援センターにおいて発達障害の診断・診療、療育や、出張発達相談、市町職員等への研修等を行う。このほか、県内各地域のかかりつけ医を対象に発達障害の診断・診療にかかる専門的な研修を実施する。

また、発達障害者支援センター及びブランチを県内 6ヶ所に設置し、日常生活や就労などに関する本人・家族や関係機関等からの相談に対応するとともに、医療・福祉・教育・労働等の関係者で構成する協議会を設置し、乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援体制確保のための検討を行う。

## ④ 医療的ケアが必要な子どもへの支援

医療的ニーズを有する重症心身障害児者等が短期入所サービスを円滑に利用できるよう、医療機関等を活用し常時空床を確保することや、地域において医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材養成のための研修を開催する。さらに、医療的ケア児等



の支援を多分野で連携するための協議会を開催し、安全・安心な地域生活を実現する。

## 8 外国人児童生徒への支援

### 【現状と課題】

日本語指導が必要な外国人児童生徒は増加を続けている。県内においては 2009 年度の 744 人から 2019 年度には 1,076 人となるなど、10 年間で約 4 割増加<sup>27</sup>しており、母語の多様化も進んでいる。

外国人児童生徒は日本語の活用能力やコミュニケーション能力が十分でなく、日本語の習得と基礎学力の定着を図ることが極めて難しいため、将来の進路に展望を持ちにくく、自己実現を図ることが難しい状況にある。また、外国人児童生徒が母国の文化や言語に触れる機会が少ないことなどにより、自己を肯定的に受け止めにくい状況がみられる。

### 【取組の方向性】

外国人児童生徒等の生活適応や心の安定、アイデンティティの確立を図るとともに、日本語の習得や基礎学力の定着を図り、外国人児童生徒等の自己実現を支援する。また、全ての子どもたちが国籍や民族等の「違い」を認め合い、多様な文化的背景を持つ人々と互いに尊重しながら豊かに共生する心を育む。

また、外国人児童を含めた外国人家庭の生活が、安全・安心で暮らしやすいものとなるよう生活相談をはじめ各種支援を積極的に展開していく。

### 【主な取組】

#### ① 外国人児童生徒の居場所づくり

子ども多文化共生教育を推進するため、人材や情報を一元化し、研修や交流等の機能を有する子ども多文化共生センターを運営し、外国にルーツをもつ人々が地域社会において安心して生活できるよう地域の NPO 法人、ボランティア団体と協力して居場所づくりを推進していく。

#### ② 定住外国人の子どもに対する学習支援

小・中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒等を支援するための日本語指導に関わる支援員の配置や、子ども多文化共生サポーターの派遣、教員研修の実施等を行うことで日本語を学べる機会を充実させ、学習支援を推進する。

#### ③ 定住外国人家庭に対する支援

外国人児童生徒への支援にとどまらず、その親も含めた外国人家庭が県内で暮らしやすい生活基盤を築けるよう、「ひょうご多文化共生総合相談センター」での生活相談、文化・習慣に関する情報提供、地域の日本語・母語教育活動の支援、ホームページでの

<sup>27</sup>文部科学省 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成 28 年度）」

多言語による情報発信等を実施していく。